

## 平成19年第4回（6月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月8日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開会及び開議	5
会期日程の報告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程の追加	5
議長辞職の件	6
日程の追加	6
議長の選挙	6
日程の追加	7
副議長辞職の件	8
日程の追加	8
副議長の選挙	8
日程の追加	9
議席の一部変更	9
常任委員の選任	10
議会運営委員の選任	10
常任委員会、議会運営委員会の正副委員長互選	10
田中元議員の議会報特別委員辞任の件	11
山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件	11
南波榮一議員の議会報特別委員辞任の件	12
日程の追加	12
議会報特別委員の選任	12

議会報特別委員会の正副委員長の互選	1 3
日程の追加	1 3
議長のエコパークいずもぎき監視特別委員辞任の件	1 3
議長の行財政改革調査特別委員辞任の件	1 3
議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件	1 3
日程の追加	1 4
エコパークいずもぎき監視特別委員の選任	1 4
行財政改革調査特別委員の選任	1 4
宅地建物等調査特別委員の選任	1 4
エコパークいずもぎき監視特別委員会の正副委員長の互選	1 5
行財政改革調査特別委員会の副委員長の互選	1 5
宅地建物等調査特別委員会の副委員長の互選	1 5
長岡地域広域行政組合議会議員の選挙	1 5
新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1 6
農業委員推薦の件	1 7
議会報告第4号 定期監査結果の報告について	1 7
議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について	1 8
議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について	1 8
議会報告第7号 諸般の報告について	1 8
報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について	1 8
報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について	1 8
議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）	1 8
議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	2 0
議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 1
議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	2 2
議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 4
議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	2 5
議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について	2 6
議案第49号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	2 6
議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について	2 7

議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	27
予算審査特別委員の選任	35
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	36
散    会	36

第2日 6月12日（火曜日）

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	38
職務のため議場に出席した者の職氏名	38
開    議	39
議事日程の報告	39
一般質問	39
中野勝正議員	39
高橋速円議員	43
田辺雅巳議員	50
田中元議員	56
散    会 61	

第3日 6月15日（金曜日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	64
欠席議員	64
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	64
職務のため議場に出席した者の職氏名	64
開    議	65
議事日程の報告	65
議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	65

請願第 3 号	30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について	6 5
議案第 4 5 号	出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6 6
議案第 4 6 号	出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 6
議案第 4 7 号	出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	6 6
議案第 4 8 号	平成 19 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 1 号）について	6 8
議案第 4 9 号	平成 19 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 8
議案第 5 0 号	平成 19 年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について	6 8
議案第 5 1 号	平成 19 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	6 8
議案第 5 2 号	平成 19 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 2 号）について	6 9
発議第 4 号	30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について	7 1
議員派遣の件		7 2
委員会の閉会中継続調査の件		7 2
閉 会		7 2
署 名		7 3

平成19年第4回（6月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 8日間）

期	日	曜日	会 議 内 容
6月	8日	金	本会議第1日目（招集日）
	9日	土	休 会
	10日	日	休 会
	11日	月	予算審査特別委員会
	12日	火	本会議第2日目（一般質問）
	13日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
	14日	木	休 会（議案調査）
	15日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

( 6 月 8 日 )

## 平成19年第4回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成19年6月8日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 常任委員の選任
- 第 4 議会運営委員の選任
- 第 5 田中元議員の議会報特別委員辞任の件
- 第 6 山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件
- 第 7 南波榮一議員の議会報特別委員辞任の件
- 第 8 長岡地域広域行政組合議会議員の選挙
- 第 9 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第10 農業委員推薦の件
- 第11 議会報告第4号 定期監査結果の報告について
- 第12 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について
- 第13 議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について
- 第14 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第15 報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第17 議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第18 議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第19 議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第49号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第25 議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

第26 議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

---

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

追加日程第 1 議長辞職の件

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 副議長辞職の件

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の一部変更

第 3 常任委員の選任

第 4 議会運営委員の選任

第 5 田中元議員の議会報特別委員辞任の件

第 6 山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件

第 7 南波榮一議員の議会報特別委員辞任の件

追加日程第 6 議会報特別委員の選任

追加日程第 7 議長のエコパークいずもぎき監視特別委員辞任の件

追加日程第 8 議長の行財政改革調査特別委員辞任の件

追加日程第 9 議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件

追加日程第10 エコパークいずもぎき監視特別委員の選任

追加日程第11 行財政改革調査特別委員の選任

追加日程第12 宅地建物等調査特別委員の選任

第 8 長岡地域広域行政組合議会議員の選挙

第 9 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第10 農業委員推薦の件

第11 議会報告第4号 定期監査結果の報告について

第12 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について

第13 議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について

第14 議会報告第7号 諸般の報告について

第15 報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について

第16 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第17 議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）



- 第18 議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第19 議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第24 議案第49号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	高橋速円	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（高橋速円） ただいまから平成19年第4回出雲崎町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

- 議長（高橋速円） 議会運営委員長から、6月5日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（高橋速円） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（高橋速円） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、田中政孝議員及び3番、中川正弘議員を指名します。

---

◎会期の決定

- 議長（高橋速円） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの8日間に決定いたしました。

本日私は、議長の辞職願を副議長に申し出ました。

この際、議長の職務を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

- 副議長（日山正雄） これから議長にかわりまして私が議長の職務を行います。
- 

◎日程の追加

- 副議長（日山正雄） 本日、議長の高橋速円議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（日山正雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎議長辞職の件

○副議長（日山正雄） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって高橋速円議員の退場を求めます。

〔高橋速円議員退場〕

○副議長（日山正雄） お諮りします。

高橋速円議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（日山正雄） 異議なしと認めます。

したがって、高橋速円議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔高橋速円議員着席〕

---

◎日程の追加

○副議長（日山正雄） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（日山正雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

◎議長の選挙

○副議長（日山正雄） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（日山正雄） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（日山正雄） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に南波榮一議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名しました南波榮一議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（日山正雄） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました南波榮一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました南波榮一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人のごあいさつがございます。

南波榮一議員。

○7番（南波榮一） ただいま議員各位の心温まるご支援によりまして満場一致議長に当選させていただきました。

私は、年はとりましたけれども、議会経験、その他もろもろ浅学非才でありまして、先輩諸氏からこれからご指導いただきながら、与えられた任務をしっかりとやる熱意を持っております。その意味で皆さんからの協力を心からお願いを申し上げます。

ここで一言申し上げておきますと、議会は議員、町長、町民等の交流と自由の討論を行う場所であると認識しております。今ほど地方分権が進み、さらに深まってまいりますので、自主的な決定、責任、これがますます拡大をしてまいります。議会もここで持てる力を十分に発揮をしながら、首長から提出された議案、それらを審査をし、監視だけをすればいいということにはならないと思いますので、積極的に政策提言をし、執行機関と政策をめぐっての競争を交えてまいりたいと思います。このために議員皆さんと十分な討論をさせていただきたいと思いますので、このような考えで一生懸命務めますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○副議長（日山正雄） ここで新議長と交代します。南波榮一議員、議長席にお着きください。

〔議長交代〕

○議長（南波榮一） 引き続き議事を続けます。

---

◎日程の追加

○議長（南波榮一） 本日、副議長の日山正雄議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎副議長辞職の件

○議長（南波榮一） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって日山正雄議員の退場を求めます。

〔日山正雄議員退場〕

○議長（南波榮一） お諮りします。

日山正雄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、日山正雄議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔日山正雄議員着席〕

---

◎日程の追加

○議長（南波榮一） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

◎副議長の選挙

○議長（南波榮一） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に山崎信義議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山崎信義議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山崎信義議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山崎信義議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人のごあいさつがあります。

○8番（山崎信義） ただいま副議長に当選させていただきました山崎です。

開かれた議会として議長をサポートし、誠心誠意職務を全うしていきたくと思いますので、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（南波榮一） ここで議長、副議長選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更について日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議席の一部変更

○議長（南波榮一） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

高橋速円議員の議席を7番に、日山正雄議員の議席を8番に、山崎信義議員の議席を9番に、南波榮一の議席を10番にそれぞれ変更します。

この際、議席を移動するためにしばらく休憩します。

(午前 9時45分)

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時48分)

---

◎常任委員の選任

○議長（南波榮一） 日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

◎議会運営委員の選任

○議長（南波榮一） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、次の方を指名したいと思います。

議会運営委員に中川正弘議員、田中元議員、中野勝正議員を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名した3人の方を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

(午前 9時49分)

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時50分)

---

◎常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の互選

○議長（南波榮一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に各委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

総務文教常任委員長に中川正弘議員、副委員長に小林泰三議員。



社会産業常任委員長に中野勝正議員、副委員長に日山正雄議員。

議会運営委員長に中川正弘議員、副委員長に田中元議員。

以上のとおり互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎田中元議員の議会報特別委員辞任の件

○議長（南波榮一） 日程第5、田中元議員の議会報特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により田中元議員の退場を求めます。

〔5番 田中 元議員退場〕

○議長（南波榮一） 去る6月5日に田中元議員から一身上の都合により議会報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、田中元議員の議会報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔5番 田中 元議員着席〕

---

◎山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件

○議長（南波榮一） 日程第6、山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により山崎信義議員の退場を求めます。

〔9番 山崎信義議員退場〕

○議長（南波榮一） 去る6月5日に山崎信義議員から一身上の都合により議会報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、山崎信義議員の議会報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔9番 山崎信義議員着席〕

○議長（南波榮一） このたび私も議会報特別委員の辞任を申し出ております。

この際、議長の職務を副議長と交代します。

〔議長交代〕

○副議長（山崎信義） これより議長にかわりまして、私が議長の職務を行います。

---

◎南波榮一議員の議会報特別委員辞任の件

○副議長（山崎信義） 日程第7、南波榮一議員の議会報特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により南波榮一議員の退場を求めます。

〔10番 南波榮一議員退場〕

○副議長（山崎信義） 去る6月5日に南波榮一議員から一身上の都合により議会報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、南波榮一議員の議会報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔10番 南波榮一議員着席〕

○副議長（山崎信義） 議長の職務を南波議長と交代します。

〔議長交代〕

○議長（南波榮一） 引き続き議事を続けます。

---

◎日程の追加

○議長（南波榮一） ただいま議会報特別委員に3人の欠員が生じました。

お諮りします。議会報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選任したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議会報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選任することに決定しました。

---

◎議会報特別委員の選任

○議長（南波榮一） 追加日程第6、議会報特別委員の選任を行います。

お諮りします。欠員となった議会報特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により次の方を指名したいと思います。

議会報特別委員に小林泰三議員、田中政孝議員、高橋速円議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議会報特別委員にただいま指名した3人の方を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

(午前 9時55分)

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時56分)

---

◎議会報特別委員会の正副委員長の互選

○議長（南波榮一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会報特別委員の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。  
議会報特別委員長に田辺雅巳議員、副委員長に小林泰三議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

先ほどの休憩中に私は特別委員の辞任について副議長に申し出ました。

この際、議長の職務を副議長と交代します。

〔議長交代〕

○副議長（山崎信義） これから議長にかわりまして、私が議長の職務を行います。

---

◎日程の追加

○副議長（山崎信義） お諮りします。

議長から特別委員の辞任について申し出がありました。

議長のエコパークいずもざき監視特別委員辞任の件、行財政改革調査特別委員辞任の件及び宅地建物等調査特別委員辞任の件、以上3件を日程し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議長の特別委員辞任の件、3件を日程に追加し、追加日程第7、追加日程第8及び追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎議長のエコパークいずもざき監視特別委員辞任の件

議長の行財政改革調査特別委員辞任の件

議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件

○副議長（山崎信義） 追加日程第7、議長のエコパークいずもざき監視特別委員辞任の件、追加日程第8、議長の行財政改革調査特別委員辞任の件及び追加日程第9、議長の宅地建物等調査特別委員辞任の件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長の退場を求めます。

〔南波榮一議員退場〕

- 副議長（山崎信義） 南波榮一議長からその職責上の理由によってエコパークいずもざき監視特別委員、行財政改革調査特別委員及び宅地建物等調査特別委員を辞任したいとの申し出がございます。お諮りします。本件はいずれも申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、南波榮一議長の特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔南波榮一議員着席〕

- 副議長（山崎信義） これから議長の職務を南波議長と交代します。

〔議長交代〕

---

#### ◎日程の追加

- 議長（南波榮一） ただいまエコパークいずもざき監視特別委員、行財政改革調査特別委員及び宅地建物等調査特別委員に各1人の欠員が生じました。

お諮りします。エコパークいずもざき監視特別委員の選任、行財政改革調査特別委員の選任及び宅地建物等調査特別委員の選任の3件を日程に追加し、直ちに選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員選任の件を日程に追加し、追加日程第10、追加日程第11及び追加日程第12として直ちに選任することに決定しました。

---

#### ◎エコパークいずもざき監視特別委員の選任

行財政改革調査特別委員の選任

宅地建物等調査特別委員の選任

- 議長（南波榮一） 追加日程第10、エコパークいずもざき監視特別委員の選任、追加日程第11、行財政改革調査特別委員の選任及び追加日程第12、宅地建物等調査特別委員の選任を一括して行います。

お諮りします。欠員が生じたエコパークいずもざき監視特別委員、行財政改革調査特別委員及び宅地建物等調査特別委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、いずれの委員も高橋速円議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、いずれの特別委員にも高橋速円議員を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

（午前10時03分）

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時04分）

---

◎エコパークいずもぎき監視特別委員会の正副委員長の互選

行財政改革調査特別委員会の副委員長の互選

宅地建物等調査特別委員会の副委員長の互選

○議長（南波榮一） これから諸般の報告を行います。

休憩中にエコパークいずもぎき監視特別委員会が開催され、その委員会において委員長、副委員長の辞任を許可し、新しい委員長に中野勝正議員、副委員長に中川正弘議員が互選されました。

また、行財政改革調査特別委員会及び宅地建物等調査特別委員会が開催され、欠員となりました行財政改革調査特別副委員長に小林泰三議員が、同じく宅地建物等調査特別副委員長に高橋速円議員が互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎長岡地域広域行政組合議会議員の選挙

○議長（南波榮一） 日程第8、長岡地域広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

長岡地域広域行政組合議会議員に山崎信義議員並びに南波榮一を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山崎信義議員並びに南波榮一を長岡地域広域行政組

合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山崎信義議員並びに南波榮一が長岡地域広域行政組合議会議員に当選しました。

ただいま長岡地域広域行政組合議会議員に当選されました議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人のあいさつがあります。

山崎議員。

○9番（山崎信義） ただいま長岡地域広域行政組合議会議員に当選いたしました山崎でございます。

広域近隣との連携を図りながら精いっぱい努力し、職務を全うする所存でございますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（南波榮一） 続きまして、南波も同じく長岡地域広域行政組合議会議員に当選させていただきました。

この任務を十分果たせるように一生懸命務めさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

---

#### ◎新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（南波榮一） 日程第9、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に中野勝正議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中野勝正議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中野勝正議員が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中野勝正議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人のごあいさつがあります。お願いいたします。

○6番（中野勝正） 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選させていただきました中野でございます。

今年の4月からなつたわけでございますので、精いっぱい頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくご指導願いたいと思います。

---

#### ◎農業委員推薦の件

○議長（南波榮一） 日程第10、農業委員推薦の件を議題とします。

議会推薦の農業委員は1人となっております。

議会推薦の農業委員に田中元議員を推薦したいと思います。

地方自治法第117条の規定により田中元議員の退場を求めます。

〔5番 田中 元議員退場〕

○議長（南波榮一） お諮りします。

議会推薦の農業委員は、田中元議員とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は田中元議員を推薦することに決定しました。

〔5番 田中 元議員着席〕

○議長（南波榮一） この際、しばらく休憩します。

（午前10時10分）

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

---

#### ◎議会報告第4号 定期監査結果の報告について

○議長（南波榮一） 日程第11、議会報告第4号 定期監査結果の報告を行います。

定期監査結果について、監査委員からお手元にお配りしましたとおり提出がありました。

---

◎議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（南波榮一） 日程第12、議会報告第5号 例月出納検査結果の報告を行います。  
例月出納検査結果について、監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。
- 

◎議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について

- 議長（南波榮一） 日程第13、議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告を行います。  
本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。
- 

◎議会報告第7号 諸般の報告について

- 議長（南波榮一） 日程第14、議会報告第7号 諸般の報告を行います。  
長岡地域広域行政組合議会について、本町選出の高橋速円議員及び日山正雄議員から報告書の提出がありました。  
次に、議員派遣の結果について報告します。お手元に配付しましたとおりの、日山正雄議員から5月22日、23日に開催された第32回町村議会議長・副議長研修会について、また田中元議員から5月31日に開催された第28回町村議会広報研修会について、それぞれ報告書の提出がありました。  
次に、新潟県町村議会議長会定期総会について報告します。6月5日に新潟県町村議会議長会定期総会が開催され、配付しましたとおりの高橋速円議員から報告書の提出がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎報告第1号 継続費繰越計算書の報告について

- 議長（南波榮一） 日程第15、報告第1号 継続費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおりの報告がありました。
- 

◎報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

- 議長（南波榮一） 日程第16、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおりの報告がありました。
- 

◎議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例  
制定）

- 議長（南波榮一） 日程第17、議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。



提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年3月31日付で専決処分をいたしました。

改正の主なものとしまして、個人町民税では金融・証券税制、住宅・土地税制ともに課税の特例期限等の延長によるものです。固定資産税では、鉄軌道用地に係る評価の見直しによる規定、住宅のバリアフリー改修の特例措置の創設等になります。ほかにたばこ税の特例税率の本則化、信託法改正に伴う所要の規定の整備等、これらの措置を講ずるための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第42号について補足説明をさせていただきます。

資料3ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

最初は、条例の改正です。第12条関係、信託法の改正に伴い、地方税法における所要の規定が整備されたことに伴うものと表現の統一です。

第19条関係では、第12条で法人税法の法律番号が表記されたことに伴う同番号の削除です。

第84条関係では、市町村たばこ税の特例税率が本則化されたことによるものです。

第118条関係、施行令の項ずれに伴うものです。

次に、同条例の附則の改正です。

第9条の2関係、住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置が創設されたことに伴うものです。

第10条の3関係では、鉄軌道用地に係る評価の見直しにより当該特例措置が地方税法に規定されたことに伴うものです。

第15条の2関係では、市町村たばこ税の本則化に伴うものです。

第16条の2では、租税特例措置法に規定されている特定の居住用財産の長期譲渡所得の課税の特例規定が買いかえの場合と交換の場合の二つに分かれたこと等に伴うものです。

第18条の2関係では、証券取引法が金融商品取引法に改題されたことによるものです。

第18条の2の2関係では、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得、配当所得に係る軽減措置が1年延長されたことに伴うものです。

第18条の2の5関係、エンゼル税制の2分の1課税の特例の適用期限が2年延長されたことによるものです。

18条の5関係では、上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得、配当所得に係る軽減措置です。

第18条の6では、租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払っ

た場合その保険料の一定の金額を限度としてその年の総所得金額等から控除する改正がされたことに伴うものです。

以上です。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員であります。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（南波榮一） 日程第18、議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第42号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本年3月31日付で専決処分をいたしました。

改正は、国民健康保険課税額に係る課税限度額、現行「53万円」を「56万円」に引き上げる一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第19、議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

本年4月1日から政令指定都市に新潟市、浜松市が移行しておりますが、現行の旅費条例におきましては「東京都及び政令指定都市」にあつては1日2,000円の車賃の定額支給を規定しております。政令指定都市に指定されても、現に交通手段が変わるわけではないため、車賃について定額制をこの際改め、掛る実額とするため「第13条の2」中の「ただし書き以下」を削除するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 今ほどの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

今ほどのとおり4月から新潟市、浜松市が政令指定都市に移行していることはご承知のとおりかと思えます。全国では17市が政令指定都市となっておりますが、現実に今回の移行によりまして実際に交通手段が急に変化するというわけでもございませんものでして、また東京都内におきましては行き先のバス、地下鉄など、かかる経費がインターネット等で容易に確認できるというふうな今の状況から、この際、東京都を含めまして政令指定都市全市につきまして定額の車賃の支給はなくし、本来のかかる実費の支給というふうなことに改めさせていただくというふうなことでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、田中元議員。

○5番（田中 元） この条例のとおり、異議あるものではございませんが、現に支払った旅客運賃となりますと、例えば出雲崎町の場合、原則としてJRの料金をするのか、あるいは例えば高速バスを使ったというようないろいろな手段があるわけですが、その交通手段使ったときにその金額を充当するというふうに理解しているのですか。

○議長（南波榮一） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 原則的には、一番比較して安いところをご利用させていただくというふうなのが現実かと思えますが、ただ内容等によりまして急ぐ時間のもの、また朝早く行かなければいけないもの、いろんなケースがあるかと思えます。ただ、手段的には一番低額なものをご利用いただきたいというのがお願いでございます。

以上です。

○議長（南波榮一） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

議案第44号は、総務文教常任委員会に付託します。

---

◎議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第20、議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号につきまして説明申し上げます。

このたびの主な改正の内容は、医療給付費課税額について被保険者の所得総額、固定資産税額、被保険者数などの資料をもとに試算を行った結果、課税あん分率、軽減額の改正を行うものであります。

なお、賦課総額及び1人当たりの平均賦課額は昨年より少なくなっております。

次に、介護納付金課税額についても試算を行いました。税率が上がる傾向にありますので、今回は課税あん分率、軽減額の改正は行わず、据え置きといたしました。

また、改正内容につきましては6月4日の国民健康保険運営協議会で審議され、委員全員のご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第45号について補足説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、毎年度その年の運営予算に基づいて賦課総額を定めます。7月に本算定を行い、加入者の負担割合を決めますが、そのための課税あん分率の改正となります。

資料の1ページの一部改正の概要をごらんいただきたいと思います。資料では、上の段にあります医療給付費分課税分のあん分率の改正ですが、応益割として所得割、資産割が50%、応能割として均等割、平等割が50%になるようにバランスのとれた賦課割合とし、そこから条例第1条第1項の7割、5割、2割の軽減等を勘案し、各あん分率を算定しております。条例第3条第2項の限定超過額は、税制改正で53万円が56万円になっております。整理したものがこの表になります。横列に賦課割合、賦課額、算定基礎額、あん分率、条例の該当条項と内容が示してあります。

それでは、あん分率では昨年と比較して所得割は100分の7.18が100分の7.08に、資産割は100分25.00が100分の15.00になります。均等割は2万1,700円が2万1,300円に、平等割は1万7,100円が1万7,000円になります。これをもとに7割、5割、2割の均等割、平等割の減額を計算しますと、7割減額は対象被保険者が711人、対象世帯が484世帯で、均等割1万4,910円、平等割1万1,900円の減額になります。5割減額は、対象被保険者が178人、対象世帯が70世帯で均等割1万650円、平等割8,500円の減額になります。2割減額は、対象被保険者291人、対象世帯が140世帯で均等割4,260円、平等割3,400円の減額となります。

次に、金額Aから7割、5割、2割の軽減額及び限度超過額の合計金額Bを差し引いた額、これが医療給付費分賦課総額調定額となります。医療給付費賦課総額は、昨年より減額となっており、1人当たりの平均賦課額についても昨年より少なくなっております。

次に、下の段の介護納付金課税分についてです。対象は、条例第3条第3項の国保加入第2号被

保険者40歳から64歳ですが、これも毎年運営予算に基づいて本算定を行うためのあん分率の改正ということで試算を行いました。税率が上がる状況ですので、本年は今後の状況、動向を見ようということ。据え置きとし、改正は行わないということです。

次の2ページは、減額に関する条項の内容を示しております。まことに申しわけありませんが、左の表題です。課税あん分率とありますが、低所得者減額に訂正をお願いできればと思います。

それでは、改正する条例をご覧ください。

第4条は、基礎課税の所得割のあん分率の改正です。

第5条は、基礎課税の試算割のあん分率の改正です。

第6条は、基礎課税の均等割のあん分率の改正です。

第6条の2は、基礎課税世帯別平等割のあん分率の改正です。

第11条第1項は、減額割合改正による7割、5割、2割減額の均等割、平等割の改正であります。

なお、資料の12から14ページは改正状況の新旧対照表をつけておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、日山正雄議員。

○8番（日山正雄） あん分率がどうのこうのということではございませんけれども、さっき議案第43号で出てきたのですが、限度額が上がると、ことし上げることなのですが、3万円上がるということはやっぱりかなり大きい率だと思うのですが、今出雲崎でその限度額を超える方がどのくらいあるのかなと思うのですが、その点わかりましたらちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（南波榮一） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） この資料のところに、限度超過額というところにお示ししてありますけれども、一応この試算のところでこのあれで計算しますと11世帯と、医療分については入っています。そんなにたくさんあるわけではありませんので、よろしくお願いたします。

○議長（南波榮一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

議案第45号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第21、議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例一部改正につきましては、3月定例議会におきまして出雲崎町の子育て支援を町内外にアピールするため条例の名称につきまして一部改正を行うとともに、一部負担金の助成に関する改正関係につきましては、規則の一部改正により対応する予定としておりましたが、条例本体の中で一部改正を行っておくことが望ましいとの県の指導もあり、このたび所要の条例一部改正についてご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、議案第46号につきまして若干補足説明をさせていただきます。

このたびの条例一部改正につきましては、一部負担金の助成に関し、従前は規則等の中で対応する予定としておりましたが、今ほど町長の提案理由の中でご説明がございましたとおり、条例本体の中での一部改正で対応することが望ましいとの県の指導等に基づき改正を行うものでございます。

条例の改正部分につきましては、第7条、助成の範囲について一部改正を行うものです。

第7条の現行規定の中で通院については1日につき530円、入院については1日につき1,200円の一部負担をしていただくこととなっておりますが、この一部負担、いわゆる自己負担分について助成をし、医療費を無料とするための改正を行うものでございます。

また、これに伴い各項、号等について整理、また文言の整理を行うなど、所要の一部改正を行うものです。

なお、改正条例の適用につきましては平成19年4月1日に遡及適用するものでございます。

また、資料15ページに新旧対照表等がついてございますので、またご確認をしていただければ幸いです。

以上でございますが、何分よろしくようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第46号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第22、議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、国民健康保険法の一部改正をする法律が平成18年6月に公布され、平成20年4月からの施行に伴うものであります。

改正内容は、70歳から74歳の一般の方の自己負担割合を1割から2割に改正し、あわせて乳幼児に対する自己負担軽減の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大するものであります。

改正内容につきましては、6月4日の国民健康保険運営協議会で審議され、委員全員のご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第47号の補足説明をさせていただきます。

資料の18ページ、一番最後のページですが、新旧対照表をごらんください。

第4条の一部負担金ですが、第1号、第2号ともに、3歳未満を6歳の就学前までに拡大するものです。第3号は、70歳以上の一般の方の負担割合について現行10分の1を10分の2に改正するものです。ここで言う70歳以上の一般の方とは、70歳から74歳の方を言いますが、既に一定以上の所得のある70歳以上の方は平成18年10月から3割負担になっておりますので、2段階での改正となります。

なお、参考までに75歳以上は後期高齢者で、一般の方については1割負担です。一連の制度改正はまだあるようですが、7月までに保険証に有効期限等を明記し、被保険者に配布しなければならないことから提案をいたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第47号は、社会産業常任委員会に付託します。

---

◎議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について



議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南波榮一） 日程第23、議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について、日程第24、議案第49号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第25、議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、日程第26、議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号から議案第51号までの各会計の補正予算につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

今回の歳出補正では、各款にわたって共通するものに、4月の定期人事異動に伴う人件費を計上しております。

それでは、歳出のうち主な補正内容といたしましては、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、松本地内の町有地の立木伐採料、8目交通安全対策費の川西地内の交通安全看板設置料、9目防犯対策費の「てまり団地内」の防犯灯の設置料を計上しております。12目50周年記念事業では、ラジオ体操の実施に向けての準備の中で具体的に必要経費の増減が生じてきましたので、その分を計上し、また6月24日、ほう賞式における追加分に係るものを計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、「通所授産施設みのわの里工房こしじ」が4月から自立支援法の施設に移行したことによる給付費の組み替え、5目老人福祉費では中越老人福祉協会が建設する小規模多機能型居宅介護施設の整備補助金を国費補助と同額分をあわせて計上いたしました。また、老保会計の18年度精算に伴う繰出金を追加計上しております。10目後期高齢者医療広域連合事業費では、広域での徴収システム用のサーバーの賃借・保守などの経費を計上いたしました。

2項児童福祉費では、広域入所に伴う委託料を、また出雲崎保育園の障害児保育対象者の増加に伴う追加補助を計上しております。

4款衛生費では、保健師の産休対応としての代替保健師等の賃金を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、18年度実施の「強い農業づくり交付金事業」の事業精算に伴う返還金を、3目農業振興費では心月輪わきの「夕映えの丘」の危険となっている展望台の撤去、手すりの修繕工事費を計上いたしました。また、生産調整関係の水田台帳電算関係の経費をJAへの経営所得安定対策推進事業補助として予定しておりましたが、本年度は町が契約して行うことになり、従前どおり委託料に補助金からの組み替えを計上いたしました。同じ

く補助金では、県農林水産業総合振興事業として産業用無人ヘリコプターの導入、また背動散購入などの水稲防除費補助の追加を計上しております。5目農地費では、県営中山間事業六郎女地区の採択に向けての町負担の調査計画業務委託料、また生態系調査委託料を計上しております。補助金では、滝谷・柿木において取り組むことになっております「農地・水・環境保全向上対策」に係る交付金を計上しております。

2項林業費では、林道吉川滝谷線、林道船橋線の舗装が県単林道事業として採択となったため、工事費・事務費を計上しております。

3項水産業費では、水産物共同荷捌き所につきまして現在農林県単事業で要望しておりますが、県単補助事業となりますと、耐震調査が必要になりますので、このたび新たに計上しております。19節補助金では、20年の漁協合併に向けて県と協調して町単独で業務管理オンラインシステム整備の補助を計上いたしました。

7款商工費の観光費では、漁港内の便所で雨風の吹き込み防止用の仕切りの設置のための施設修繕料の追加を計上いたしました。

8款土木費の住宅管理費では、現段階で新生活支援金の追加が見込まれますので、2件分の追加計上をいたしました。

9款消防費では、団員の退職報償負担金掛金が引き上げられましたことに伴う追加分を計上しております。

10款教育費、1項教育総務費の教育振興費では、子供たち、保護者、先生を対象に一流の講師による講演をということで登山家、アルピニストの「野口健氏」を招いての講演会開催のための委託料を計上いたしました。

4項社会教育費では、中央公民館のファクスの故障による取りかえの借上料を計上いたしました。歳入では、これらの歳出補正予算額に要する財源として国・県支出金、繰入金、繰越金、町債などを追加計上いたしました。

これによりまして補正予算額は歳入歳出にそれぞれ7,349万円を追加し、予算総額を30億8,449万円といたしました。

次に、議案第49号についてご説明を申し上げます。

このたびの予算補正は、医療制度改革に伴う健康保険法等の一部改正によるものであります。

歳出では、1款総務費で資格業務電算委託料等を追加計上し、6款保険事業費では特定健康診査等実施計画策定事業に係る業務委託料等を追加計上いたしました。

また、歳入では歳出予算の財源として前年度の繰越金を追加計上しております。

これによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額229万5,000円を追加し、予算総額を5億6,679万5,000円とするものであります。

なお、この補正予算につきましては6月4日、国民健康保険運営協議会を開き、ご承認をいただ

いていることを申し添えておきます。

それから、次に議案第50号についてご説明を申し上げます。

このたびの予算補正は、平成18年度においての老人保健医療費等事業の実績に基づき精算するもので、歳出では老人医療給付費国県等の返還金を計上し、歳入では一般会計繰入金を追加して計上しております。

これによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額637万8,000円を追加し、予算総額を7億4,717万8,000円とするものであります。

次に議案第51号についてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、4月の人事異動による人件費の減額と、工事関係で県が上中条地内で施工する橋梁補修工事に伴う水道管の移設補償工事が必要になったことによるものでございます。

これによりまして歳入歳出それぞれ補正額225万円を追加し、予算総額を1億8,275万円とするものであります。

以上、一般会計並びに3特別会計につきましてご説明申し上げましたが、慎重な審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 次に、補足説明がありましたら順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計の補正予算（第1号）から補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、まず歳出の方からお願いいたします。142ページからお願いいたします。

4月の定期異動と6月1日付での一部異動を、人事異動を行いましての人件費の補正を各款に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

また、総務費の一般管理費で臨時職員賃金を追加してございますが、保健福祉課の職員が5月から療養休暇に入っているものが1名おりますので、急遽臨時職員を採用してございます。その分総務費から支出しているというふうなことでこのたび6月補正でその分を追加させていただいているというふうなことでございます。

次に、財産管理費、町有地立木伐採料でございますが、松本地内の旧高校の校長の宿舎がございましたが、その斜面につきましては町有地となっております、その部分に杉の木、雑木等が高木、かなり高い木もございまして、その部分がちょっと風で揺れて危険な部分もございまして、高校の宿舎をお買いになった方からのご要望ございまして、木の伐採をとというふうなことで町有地の木というふうなことで今回予算を上げてございます。

次に、企画費につきましては、実は持ち運びの屋外用のワイヤレスアンプを持っておりましたが、マイクが1本ちょっと使用不可というふうなことでこれから懇談会での利用もございまして、急

遽予算を上げさせていただいたというふうなことでございます。

次に、交通安全対策費につきましてはこれははてまり団地の入り口でございますが、どうも子供が団地で結構多くなってきてまして、なかなか、一時停止になります。結構勢いよく出てこられる子供さんもおりますので、逆に町道を通る側の方が注意をしてもらおうというふうなことで飛び出し注意の看板を設置を予定しているものでございます。

次に、防犯対策費につきまして、これもはてまり団地内でございますが、入って右側の沢、古川さん宅側でございますが、1棟現在工事中でございます。そのこぼれた部分の何区画につきましては、全然防犯灯というか、設置がないものでして、実際これからお住みになられるような形の中で防犯灯を1基設置したいというふうなことで予定をしております。

次に、50周年記念事業費でございますが、これも町長の説明のとおりでございますが、実際ラジオ体操の準備関係、進めていく上で増減が出てまいりました。また、歳入の方で当初雑入で信越郵政局から30万円の補助金をというふうなことで予算計上しておりましたが、本年度から実物の支給というふうなことでラジオ体操に向けてのチラシの3,000枚、またポスター、あと3カ所、3カ所は下敷きと鉛筆なのですけれど、信越郵政局の方で現物を町の方に支給するというふうなことで30万円の歳入がなくなっております。ただ、実際ラジオ体操においでいただく方、いろいろ年代の方いらっしゃると思いますので、報償費関係で参加賞については町単独でもタオルを用意してお上げしたいなというようなことで考えております。ラジオ体操の講師の報賞減を載せてございますが、これはあすでございますが、指導者の事前講習会、これは新潟県が講師謝礼を用意するというふうなこと。また、本番のラジオ体操の講師は、これは信越郵政局が用意するというふうなことで、町の方では予算は必要ないというふうなことで今回減額をさせていただきました。あと、ほう賞式関係、3年ぶりというふうなことで当初15人を30人弱ぐらいに今被ほう賞者が予定されておりますので、その分の追加を計上してございます。あと、自衛隊の音楽会関係での協力者謝礼というふうなことで実際自衛隊の部分で当初50万円見ておりましたが、それほど必要なくなったので減額というふうなことでございます。あと、需用費の食糧費の中で食糧費、追加してございますが、自衛隊の音楽会、これ24日の当日分ですが、昼食の用意をというふうなご依頼ございまして、その分と報賞式での式典、当初90人程度を見込んでおりましたが、実際120人前後になるんじゃないかというふうな分で、その部分、昼食を用意するというふうなことでその部分の追加を計上してございます。あと、次のページの使用料及び賃借料でパイプいすの賃借料というふうなことで24日の音楽会に向けて一応500席のいすを用意というふうなことで賃借料を上げてございます。

続きまして、144ページをお願いいたします。民生費でございますが、この分、民生費の社会福祉総務費の賃金でございます。臨時職員賃金、これにつきましては先ほどの療養休暇中の職員の部分ということで7月分からの計上というふうなことで載せてございます。

続きまして、老人福祉費の需用費の印刷製本費でございますが、これは福祉タクシーの利用券の

印刷というふうなことで高齢者の分の、当初障害者分で見えておりましたが、高齢者の分の対象が制度を拡大してございますので、その分で必要になったというふうなことで印刷製本費を計上してございます。それと、19節の小規模多機能型居宅介護施設整備事業補助金につきましては町長の説明のとおり中越老人福祉協会やすらぎの里に対する、社会福祉法人に対する助成でございます。これにつきましては、国費が1,500万円、町費が1,500万円というふうなことで合わせて3,000万円の補助というふうなことでございます。

10目の後期高齢者医療広域連合事業費につきましては、これは実際広域連合の20年稼働に向かいますので、仕事が進む中で徴収システムの関係、また医療システムデータの作成というふうな部分が発生してまいりましたので、その分の準備経費というふうなことで計上してございます。

続いて、146ページをお願いいたします。児童福祉費の児童措置費の委託料につきましては、これは燕市の保育園に対する広域入所1人分の委託料を計上してございます。続いて、障害児保育事業補助金追加、これにつきましては先ほどの説明のとおり出雲崎保育園の対象者が増えたというふうなことで補助金の追加でございます。

続いて、4款衛生費の保健師設置費についてでございます。臨時保健師等共済費、また次のページの臨時保健師等賃金というふうな部分で今回計上してございますが、年度中に産休に入る保健師が2人おります。その分の対応というふうなことで早目に採用というふうなことで7月分からというふうなことで2人分を臨時の保健師賃金ということで計上してございます。

続きまして、6款農林水産業費、農業委員会費につきましては町長の説明のとおり18年度事業精算に伴う返還金というふうなことで9万6,000円、農業づくり交付金返還金を計上してございます。

農業振興費につきましては、先ほどの説明のとおり補助金から委託料への水田台帳電算委託料を組み替えてございます。19節につきましては、町農業共済水稲防除費助成事業補助金追加というふうなことで今回載せてございますが、これは完全地上防除に移行というふうなことの中で背動散を10台購入による補助、また防除組織の育成への補助というふうな部分で今回計上してございます。続いて、148ページご覧いただきたいと思っております。町水田農業推進協議会活動支援事業補助金追加、これは当初からございますが、県費が2分の1入っておりますが、このたび県費を追加されてきたというふうなことで補助金を追加してございます。次の県農林水産業総合振興事業補助金（農業）と書いてありますが、これは無人ヘリの部分でございます、全体の事業費に対する県費の補助、いろいろ税抜きであり、また調整率がかかったりしまして、全体の事業費に対しまして県費は26%ぐらいになってございます。県費の補助は、町としますと、事業費に対して約50%ぐらいというふうなことでその分の補助金を計上してございます。

続いて、委託料につきましては先ほどの県営中山間の関係、町長が説明したとおりでございます。町の部分で持つ委託料の計上をしてございます。負担金補助及び交付金につきましては、滝谷、柿木のこれは農地・水・環境保全向上対策交付金、本年度からのものがございますが、国が2分の

1、県が4分の1、町が4分の1というふうな、それぞれ直接交付というふうなことで、これは歳入はございませんが、滝谷、柿木に集落での共同の環境保全の作業活動に対するもの、また減農薬の共同の取り組み等のつくものの交付金というふうなことで今回計上してございます。

続きまして、次の149ページ、林業振興費でございます。先ほどの説明のとおり15節の工事請負費、県単林道工事で吉川滝谷線アスファルト舗装、また船橋線の舗装というふうな部分が県単の採択になってございます。関係いたしまして、需用費の事務費が計上してございます。それと、委託料、使用料につきましては19年度から森林整備地域活力支援交付金という制度が実際スタートしておりますが、施行計画等現在パソコンで整理をしてございますが、新しい制度を取り組むことによりまして既に10年近くが経過しているパソコンですので、対応がもうできないと、能力的に対応できないというふうなことで今回新たにパソコンの借り上げをというふうなことで計上させていただいております。

続きまして、150ページをお願いいたします。水産業費の委託料で水産物共同荷捌き所耐震調査委託料、これは町長の説明のとおり県単採択の場合というふうなことで耐震の委託をするというふうなことでございます。それと、19節は漁協業務管理オンラインシステム整備事業補助金というふうなことで、これも町長の説明のとおりでございます。県と町でそれぞれ補助というふうなことで漁協に補助する部分でございます。

続いて、商工費でございます。商工費の観光費の11節、施設修繕料追加、これは町長の説明にございましたが、漁協の外にあるトイレ、雨風が吹き込むトイレと現在なっております。そのため仕切りを設けたいというふうなことで施設修繕料を追加してございます。

天領の里管理費、火災保険料追加につきましては、これは大変申しわけございませんが、物産館分の当初予算の計上漏れというふうなことでこのたび火災保険料を追加させていただくというふうなことでございます。

続きまして、152ページ、住宅費をお願いいたします。新生活支援金追加というふうなことで、これ2件分でございますが、当初で3件分300万円見ております。年度内5件分が予定されるというふうなことで追加補正をさせていただきました。

続いての街並環境整備費の財源更正につきましては、当初見ていたより、過疎債になりますが、過疎債が、街並整備のカラー舗装の部分になりますが、起債が150万円、当初よりさらに可能になるというふうなことで財源更正をしてございます。

消防費につきましては、先ほど町長の説明のとおりでございます。

教育費に入らせていただきまして、教育振興費の委託料、教育講演会委託料、これも町長の説明のとおりでございますが、登山家、アルピニストの野口健さんの講演会ということで10月上旬を予定しているというふうなことでございます。

続きまして、155ページをお願いいたします。中学校費の教育振興費でございます。報償費で外国

語指導助手報償追加というふうなことで現在の外国語指導助手の方にかわりまして、アメリカ出身の今度男性の方ですが、さらに本場の英語というふうなことで中学校の方で今度指導助手をかえるというふうなことでその分、差額分の報償を計上してございます。

続きまして、156ページをお願いいたします。公民館費でございます。臨時職員関係の追加をしてございます。これは、産業観光課の方で1人やはり療養休暇が出ております。その関係で6月1日付で公民館の関係職員を1人産業観光課に異動してございます。その公民館の対応といたしまして臨時職員を1名採用しているというふうな部分で今回その部分を追加計上させていただきました。

あと、5目の北国街道妻入り会館管理費、需用費でございますが、これは消耗品追加3万円と。これは、妻入り会館の入り口、これから夏になりますので、のれんをというふうなことでのれんを作成するというふうな部分で今回計上してございます。

以上で歳出は終わらせていただきまして、歳入に戻っていただきたいと思っております。139ページをお願いいたします。

139ページの国庫支出金、民生費国庫補助金につきましては1,500万円、これは地域介護・福祉空間整備等交付金というふうなことで社会福祉法人中越老人福祉協会やすらぎの里への補助金分というふうな国費の受け入れでございます。

次の県支出金につきましては、歳出の水田関係のものでございます。県農林水産業総合振興事業補助金（農業）、これが無人への部分の県費の受け入れでございます。林業費は、県単林業2路線分の受け入れというふうなことで県単林道は45%以内での補助というふうなことで計上してございます。

続きまして、140ページをお願いいたします。繰入金につきましては、これは社会福祉事業費繰り入れ追加というふうなことでやすらぎの里の小規模多機能施設分への町の補助1,500万円予算計上、歳出計上しておりますが、その1,000万円分を基金から繰り入れて充当するというふうなことで今回計上してございます。あと、天領の里事業運営基金繰入金、これは火災保険料分を基金から繰り入れると。それで、8万円計上してございます。

次に、繰越金につきましては4,168万5,000円、前年度分というふうなことで追加いたしまして、現在7,168万5,000円を繰越金で予算計上してございますが、出納閉鎖をいたしまして、実質収支につきましては9,214万円というふうなことで今回その内輪で予算計上をさせていただいたというふうなことでございます。

諸収入につきましては、先ほど歳出で申し上げましたが、雑入の中の夏期巡回ラジオ体操開催助成金減というふうなことで郵政局の方が現物支給をするというふうな部分でこの歳入部分が全くなかったというふうなことでございます。

141ページ、町債につきましては街並環境の先ほどの財源更正で申し上げました150万円の起債の追加というふうなことでございます。

136ページに戻っていただきまして、136ページ、第2表は地方債補正でございます。これも先ほどの街並環境整備の部分で過疎債の部分で150万円、追加の変更ということで今回載せてございます。

あと、今度は157ページをご覧いただきたいと思います。補正予算給与費の明細書でございます。今回一般職の総括の部分で給料につきまして、職員数に変わりはございませんが、4月の定期異動の部分で昇格の部分、また簡水会計との職員の異動のやりとりで増えてきた部分、あと新規採用者の職歴加算分というふうなことで給料、職員手当分が今回追加させてもらっているというふうなものでございます。

158ページをご覧いただきたいと思います。その分の明細というふうなことで給料部分での昇格等によるもの、会計間の異動によるもの、その他というのは保健師を採用しましたので、職歴加算分というふうな部分での計上でございます。

職員手当につきましては、会計管理者を1人一般職を置いたことによりまして、管理職が1人追加になっておりますので、管理職手当分を追加計上を今回させていただいたというふうな部分でございます。

続きまして、161ページ、地方債の調書をご覧いただきたいと思います。ここでの変わった部分と申しますと、その他の欄、過疎対策事業債で本年度借り入れ分3億2,160万円という部分に先ほどの財源更正での150万円が加わっているというふうなことでございます。

以上、長くなりましたが、一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（南波榮一） 次に、町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして157ページの歳出から説明させていただきます。

1款の総務費、1項1目一般管理費ですが、13節で資格業務電算委託料の追加です。これは、後期高齢者医療制度、退職者医療制度、あわせて3歳未満までの自己負担割合を6歳の就学前まで拡大されることに伴う有効期限設定等のシステム改修です。

6款の保健事業費、1項2目疾病予防費は法改正で19年度中に保険者に策定が義務づけられた特定健康診査等実施計画策定の事業費です。11節は、印刷製本費で計画書の印刷です。15万8,000円。12節は、意向調査のための郵送料4万9,000円。13節は、計画策定業務の委託料184万8,000円を計上し、156ページ、上の方、歳入につきましては前年度繰越金を追加して計上しております。

以上です。

○議長（南波榮一） 次に、建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

歳出の167ページをご覧ください。3款の15節、配水管移設工事でございますけれども、昨年度の県補償工事で現場の仮設配管が完了しておりますので、このたびの補正は県の工事の進捗に合わせ



まして水道管の本接を行う費用でございます。

次の168ページ、予備費でございますが、人件費が減額になりまして、予算上余裕が生じた部分を追加をさせていただいております。

歳入につきましては、記載のとおりでございますし、169ページ以降には人件費の補正に伴う給与費明細書がございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（南波榮一） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎予算審査特別委員の選任

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第51号まで、議案4件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第51号までの議案4件につきましては定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

(午前11時30分)

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時31分)

---

◎予算審査特別委員会の正副委員長互選

○議長（南波榮一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

予算審査特別委員長に中川正弘議員、副委員長に中野勝正議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

---

- 議長（南波榮一） 議案第48号から議案第51号まで、議案4件は予算審査特別委員会に付託します。  
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。
- 

◎散会の宣告

- 議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時32分）

第 2 号

( 6 月 1 2 日 )

# 平成19年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年6月12日(火曜日)午前9時30分開議

## 第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	高橋速円	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

---

◎開議の宣告

○議長（南波榮一） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（南波榮一） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 中野勝正 議員

○議長（南波榮一） 最初に、6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） それでは、トップバッターということで議長から指名いただきましたので、通告に従いまして質問させていただくわけですが、私の場合は一括質問ということで町長の方によろしくお願ひしたいと思います。

町長選挙についてでございます。来年2月の任期満了に伴う町長選、6選を目指して出馬すると意向を固めたということを書いた記事がありました。これは、5月25日の日、全員協議会があったときに、終わったときに町長に記者の方が質問されたのではないかなという推測がされます。

その中で取材に対して、「これまでの町政運営の総仕上げとして不転の決意で臨む」と述べられております。それから、「市町村合併に関しても何らかの選択を示したい」と書いてあります。非常に町民の皆さん関心を持っておりますので、今の町長の率直な気持ちをお聞かせ願ひながら私は質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） それでは、中野議員さんのご質問にお答えをしたいと思うわけですが、まずご質問の中で、去る26日の新聞報道でございますが、「不転の決意で次なる町長選挙に臨む」という記事が出てまいったわけですが、それに対しましての私の心情をお伝えしたいと思います。

去る8日でございますが、新聞報道されたわけでございます。これは、自由民主党が秋の臨時国会で都道府県知事、さらにまた政令都市の市長については4選を禁止するという法案を提出するというような記事が出ておったわけでございます。この辺の推移はどうか注意深く見守ってまい

りたいというふうに思っておるわけですが、このよって来る主たる原因は、ご承知のように福島県を初めとする東と西、そして南に知事の不正が暴かれて、そのことによりまして長きは腐敗を生むと、さらにまた独善あるいはおごり、これを排除しなければならないということが主たる原因かと思っております。

その観点から察しますと、私も町長在職20年を迎えておるわけですが、その中で私はこの間、この能力あるいは行政手腕、それぞれの成果については町民各位が批判をいただき、判断をいたすところがございます。私の言葉から申し上げることはございません。しかし、唯一申し上げたいことは、私は常にこの職にあつて李下に冠を正さずと、言うなれば太陽の照らす大道を正々堂々闊歩し、清廉潔白、謙虚に、町政に、また町民のご期待にこたえるべく努力してまいりました。今町政50周年の一つの大きな節目を迎えております。このような中で当町におきましても、合併にかかわる問題あるいは大きな政策課題を掲げておるわけでございます。

このような中で、確かに20年という長きにわたるといふ期間の中で、逆に私の立場から申し上げさせていただくならば、20年間大変町民各位のご支援とご協力をいただき大過なく過ごしてまいりました。その感謝の念をひたすら町民に捧げつつ、地位も名誉もかなぐり捨てて、私はこのお寄せいただいたご厚誼、またお力添えをこのたびの町長選挙に全知全能を傾けながら、さわやかにガラス張りの中で力強い町政を進めてまいりたいという不退転の決意で臨むということで、この「不退転の決意」という表現は、これは記事でございますが、私はその記事になぞらえて言わせてもらうならば、私の心情をお伝えしたいというふうに思っております。

市町村合併に対するこの問題でございますが、私も皆様方に申し上げておりますように、去る1月の広報で私の気持ちを伝えておるところでございます。それによりまして申し上げさせていただきますならば、私もこの出雲崎町の歴史の中で、それぞれ合併問題等大きな課題を抱えながら、町民、議会の皆様のご理解をいただき、当面単独の道を歩むという中で歩を進めてまいりました。この後またいろいろお話し申し上げたいと思うわけですが、その中で、私たち小さな町でございますが、財政問題におきましても基盤を確立して微動だにしない措置を、大綱を示しておるわけでございますし、またいろいろ進めてまいりました政策課題につきましても、対外的にもある程度の評価をいただいているというふうに私は確信をいたしております。

そのような中で、やはり次なる選択をどうするかということになってまいりますと、追い詰められて決断をするというのではなくて、今申し上げましたように、ゆとりと自信、このものの根底がある中において次なる進路、合併を含めて十分議会、町民の各位と相諮りながら進路を定めるべき時期に来ておるといふふうに申し上げました。また、今時代の潮流は、地方分権に対する第2期の改革にも入ってまいっております。また、昨日は地方分権推進本部、安倍総理をトップとする会合が開かれまして、さらなる町村合併に対する指針が示されたことは、きのうのテレビ等で報道をされております。皆さんもご承知のとおりと思うわけですが、私はこの問題は、我が町にお

ける喫緊の課題としてとらえております。その中で結論は、私たちといたしましては、今の現状なり、町の現状なり、周囲の状況なり、今申し上げます国の施策は大きく流れを変えようとしておると。その辺の情報あるいは現況をつぶさに町民にお伝えをしながら、町民の総意を結集した中に早い時期に決断を下すべきであると考えております。また、この後高橋議員さんからもご質問をいただいておりますので、関連もご置きます。また、具体的に細かく私の考え方も伝えたいというふうに思っております。

○議長（南波榮一） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。

今町長から、不退転の決意で臨むというのは心にしみました。その中で、市町村合併に関してでございます。平成17年です、2年前に3か町村の合併が破綻して、それで執行部、議会、町民も一同になって、当面単独でいくという中の「当面」というのは何年かといった場合、5年ぐらいを目安にしているというようなことが起きました。その中で2年がたったわけでございます。3年目に、来年町長選挙があるわけでございますので、その前に何がしの方向性を出していただかないと、町民の皆さんが大変不安に思っているというように思っております。

それで、町長が今不退転の決意で臨むと、それで合併も真剣に考えながら、早いうちに結論を出したいということ述べられました。その中でマニフェスト、政権公約があるわけだと思いますが、選挙に臨む場合、どのようにこの難局を乗り越えながらやられるのか。その中で私はやはり、町長選挙来年終わると、次は町会選挙がありますので、この来年の選挙を臨むうちに方向性を議会と一緒に見出しながらやらなければ遅いのではないかなという認識を持っております。その方向性がマニフェストに入っているのかいないのかお聞きしながらやるわけでございます。

その中で、いつまでにやられるのか町民の気持ち、また住民の声が、先ほど町長述べられました、町民の声が最優先だというふうに述べられております。それから町民懇談会、間もなく開催される予定になっております。その中で、町民の皆さんが本当に意見を言われるかどうか、出てこられる方が多ければ多いほどいいわけでございますが、最近の状況を見ますと、意見はあってもうちにいがちな方が多いわけでございます。その辺をどのように集約しながら推し進められるのか。そして、その結論を町民に最優先と言いつつも、町民の声がなかなか千差万別だと思います。その中でやはり私は、町長どのようにお考えかちょっとわかりませんが、住民投票をやられるのか、それとも意向調査をやられるのか、その方向性はどちらでもいいのですが、やった場合は全員の意見を統一することはできないと思います。その中で、やはり半分以上の方がそのような意見を持っているのであれば、もしくはその方向で最重点的に考えていただける、またその中で皆さんがどのような判断するか、また議会の中でもいろいろ意見があると思います。その中をどのような集約をされて臨まれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。



○町長（小林則幸） 中野議員さんの次なる質問にお答えをしたいと思うわけですが、この問題はまた申し上げますが、次なる議員、高橋議員さんのご質問にも重複するかなと思いつつ、またご質問でございまして若干お答えをしたいと思っております。

まず、合併の時期をいつごろに設定するのかということですが、これ自体も議会、町民の皆さんと相諮りながら進めていかなければならない。ただし、その節目と申しまししょうか、その辺の流れが出てまいります。まず第1点は、合併新法でございまして、これは平成22年の3月に失効し、次なるものが出てまいろうかと思っております。さらに、今お話がございましたように、議員さんの任期が平成21年の6月でございまして、さらに、今申し上げましたように地方分権改革推進本部、きのうの会合におきまして、市町村合併をさらに強化し、進めると。これを3年以内にある程度の方向づけをしたい。そして、地方自治体の分権に伴う権限移譲、それを受け皿とする、強固なるその自治体の内容充実を図らなければならないというようなことが、きのう本部会議で決まったと報道されております。その辺の観点をどうとらえるのか。

財政問題でございまして、申し上げておりますように、過疎債の失効が平成22年の3月でございまして、これによります財政の流れがどう変わるのか。さらにまた、産廃による環境関係の交付金が平成25年に終わるわけですが、さらにまた、この税制関係も今盛んに論議をされておりますところのふるさと納税等の問題、それに伴う交付税がどのように変化してくるのか、その辺を総合的に踏まえながら、いろいろの要因が織りまじっておるわけですが、その辺を整理をしながら一番効果的に、より結果のよい合併時期をいかに定め、いかに進めるかということをおぼろげな観点から勘案をしていかなければならないというふうに私は考えております。今申し上げましたようないろいろな要因があるわけですが、この辺を総合的に十分加味し、判断をして、結論を急いでいかなければならないというふうに私は考えております。

○議長（南波榮一） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 3回目になりますので、最後になります。

町長が言ったようにいろんな要素があつて、それは十分にわかります。今私のところに入ってくる情報等いろいろあります。合併した方がいい、いや、合併したって何もいいこと聞かないではないかと、西山さん見れよと、和島さん見れよと、与板さん見れよというような声の中で、大変他の町村難儀しております。幸い先月ですか、柏崎市の選挙がありました。西山さん、市議員今まで2人でした。その中で1人多く頑張られました。これは、旧西山町さんの町民の声ではないかなというふうに思っております。片や和島さんの方では涙をのまれて、大変難儀されているように聞いております。その中で、今の町民の皆さんの声をいろいろあるかと思いますが、合併を本当にしなければならぬのか、しないでよければしたくないなというような声が聞こえてきます。その中を加味しながら、先ほど町長述べられました、国の制度の中で大きく合併のかじ取りが進んでいると。当町だけ取り残されるのはというようなクエスチョンマーク的なお話がされておりました。その中

で、町民の私は代弁者として私なりにまとめるということは、今の時点では私も迷っております。迷っておりますが、最後には町民の皆さんの、私はやはり半数以上の方の賛成を得られるような方向性を見出させていただきたいというように思って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南波榮一） 町長の答弁いいですか。

○6番（中野勝正） ありましたら、お願いします。

○議長（南波榮一） では、町長。

○町長（小林則幸） 若干前段の質問にお答えしなかった面があるかなと思いますので、お答えをさせてもらいたいと思っております。

私も、このたびの町長選挙に臨む決断をするという過程におきまして、実は先月から町民各位の1,600から700のご家庭を訪問させていただきました。そして、この機会に町政全般にわたるそれぞれの皆様方のご意見、そして先ほどの質問にもかかわることでございますが、今来年2月任期を迎える私の町長選挙の問題に対する町民の関心はどの程度のもを考慮しておられるか。いわゆる20年にわたる長期政権に対するご批判、交代すべき、あるいは今お話にもございますような、町村合併等々の大きな課題を控えた中で、経験を生かしながら次なる一つの重責をさらに担って頑張れという両者のご意見ございました。合併問題につきましても、多様なご意見がございます。今中野議員さんがおっしゃったように、速やかに合併すべき、もう少し踏みとどまって十分施策を講ずるべき、あるいは今お話がございましたように、合併したところでは余りいい話を聞かないと、そういうことによる当面の単独と、種々多様なご意見がございます。

私は、結論的に申し上げますならば、私もかつて合併にかかわりまして、いわゆる指導者としての指針をお示しをいたしました。合併にかかわる七つの項目、これについて私なりのしっかりした考え方を町民各位にお示しもいたしました。次なる大きなこの問題につきましては、十分町民の声を受け止めながら、もし仮に私とその任に当たらせていただくとするならば、私は住民意向調査、あるいはご承知のように憲法改正にかかわる国民投票法案も決定をいたしました。この重大な議論に立ち、重大な課題に対する選択肢は、最終的には今憲法改正における国民投票と同じく、私はあえて住民投票も選択肢に入れなければならないというふうに考えております。それだけに私は、次なる懇談会あるいはいろいろな意味で、広くあまねく情報資料を町民各位にお示しし、ご意見を承りながらそのものを、また私たちに、また議会の皆さんからも受けとめていただきながら、一体となってこの問題のいわゆる実り多き結論を求めるときであると私は考えております。

また、この手法、考え方について、皆様方のご意見があったら十分お聞かせをいただきながら対処してまいりたいというふうに思っております。

---

◇ 高 橋 速 円 議員

○議長（南波榮一） 次に、7番、高橋速円議員。

○7番（高橋速円） 通告してございますが、冒頭通告書の中に「戦略戦術」という言葉を3カ所使わせてもらっておりますが、上から16行目がちょっと誤字がございました。これは、おわびして訂正しておきます。

質問に入らせていただきますが、今同僚の中野議員が来春の町長選挙に関連しまして、今後の出雲崎町のありよう等について私の質問と表裏みたいな感じで、非常に同じ内容をただすということだと思います。同じ言い方は、聞き方はいたしませんで、違う観点から私はお尋ねしたいと思いません。

まず、冒頭私は、現在非常に流動的で不透明な状況の中ではあるのですが、いろんな前提条件があるにしても、合併は急ぐべきというふうにかじを切るべきだというふうに考えています。そこで私は、今までの町長の町政に対する執行の姿勢については、過去4年間一応議長という形でまいっておりますので、町長の息遣い等は私もよく存じております。ですから、私は過去のどうか、今までの財政的な問題とか、あるいはスリム化の問題がいかがかというようなことを質すつもりはないのです。これはよかったです。ただ、一つだけ欠けているのが、1点目の「小さくてもきらりと光る」という、これをどう光らせるかというのが具体的にどうも判然としない。

これは、町長経済に明るいから、今の経済界に明るいですから、あえて例として出しますが、ペンタックスがHOYAとの合併の経営統合の問題の中で、結果的には経営統合をするということになりましたが、ただその過程においてペンタックスは非常に、要するにこれは企業のところと自治体とは違います、違うけれども、片方は吸収する、される、この関係でいうと私たち出雲崎町はいずれ、表現は悪いけれども、される側になるのです。そうすると、当然生き残りをかけて今一生懸命私たちはスリムということで町長必死になっている。財政的には、これは文句はないだろうということで、これはわかっています。ただ、ペンタックスがこういう形で内部でやっているのです、いや、やっていたのです。企業価値の向上委員会というのをつくって、これは新聞各社に出ていますのでご存じだと思いますが、その中で何点かあるのですが、そのうちの 하나가、とにかく一つに特化すると、会社の生産の商品を初中級者向けのデジタル一眼レフに特化すると、ほかの全部やめると、一点集中という形でやっているわけです。

これは、今度別な資料からいうと、この間の総務省が出している「新しいまちづくりを目指して」というこの内容でも、吸収する側は、やはり各地域の特色づけを非常に気にしているというデータがあります。そうしてきますと、内に向けてぎゅっと絞るのはいい、今度は外に向けてどういう形でこの地域を光らせるのか、これがどうしても要るのです。これを早く絞っていきませんと、さっき中野議員の質問の中に、何年云々というのがあるけれども、これはもう間髪急を要すると私は思っております。私は、この質問は本当は3月の定例会でしたかったです。だけれども、議長はするべきではないということで、本当にもうじくじたる思いでした。これでは何で個人的にどうか、

直接町長に質せないということもありますが、卑しくも私は地方議会議員です、議場で質するのが筋だと思ひましてここで、お尋ねすることなのであります。

前置きが長くなりました。簡潔にお尋ねしますが、何を光らせようとするか、具体的にお示しいただければと思ひます。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 切り込んだ、寸鉄人を刺す、その質問であります、しかし、これはもう大きな問題でございますので、簡潔に一言というわけにはまいらぬかなと思っておりますので、私はこの後また高橋議員さんから個々にわたりましていろいろ質問が出てまいろうかと思っておりますので、その前段におきまして総括的な私のお考えをお示しをしたいというふうに思っております。

今まさにご発言がございましたように、生き馬の目を抜くような激動変化の時代を迎えております。また、一方におきましては、今新聞紙上をにぎわせておりますように、年金問題あるいはコムスンに代表される介護関係の福祉関係、あるいは今申し上げます合併を含めた地方分権の問題、あるいはまた地方公務員改革の問題とか、教育三法の問題とか、非常に不透明、不確実な時代を迎えておるといふ現況でございます。このような中、当町におきましても先ほど来から申し上げておりますように、大きな課題を抱えておるわけでございます。これをいかに処し、いかに結論づけ、行動するかということの中で一番大事なことは、やっぱり私はミクロ、マクロの視点に立ち、そして外なる要因、内なる要因、あらゆる状況判断をし、そして時にはとどまり、過去にタイムスリップし、そして現時点を見詰めながら時代の流れを先取りをしながら、総合的に判断をしながらこれからの町政をいかに進めるかということが、私はやはり一番大事なことではないかと、まず皆様方にこの考え方をお示しし、ご批判もいただきたいというふうに思っているわけでございます。

このような中で、申し上げますように、今平成19年、先般小熊副知事さんもおいでになりました、副町長も同席をいたしました、そこでいろいろ話題が出ました。この19年秋口にかけて、非常に大きな変革が来ると言われております。もちろんもう既に国から地方へ分権、事務移譲なり、権限移譲がなされてまいっておるわけでありまして、これを受けまして4月には改革推進委員会が発足しております。また、今中野議員さんのご質問にお答えをいたしましたように、分権改革推進本部がいよいよ具体的に始動しておるといふような要因がございます。

このような中、やはり私たちは合併というものを視野に入れたときに、今大きな話題になっておりますところの中央と地方における地域格差、これをいかに是正するか、これ大きな課題です。また、合併に伴いまして、地方における地域格差、これが大きな話題となるであろう、あるいはこれは問題視されておるわけでございます。このような状況をかんがみますときに、私は今高橋議員さんの、また貴重なご意見を承りましたが、一点集中主義で、そのものを企業ガバナンスとは違った方向をたどらないと、住民のご理解もいただけないところも出てまいるのでなかろうかというふうに考えるわけでございます。

私があえて問われ、今言われておりますところのマニフェストを語らせていただくならば、それなりの考えを持っております。しかし、ご質問もございませんし、時間もございません。もし仮にお許しをいただける時間をいただくならば、この合併なり、大きな課題に臨むに当たって、当町として何を優先的に進めなければならないかという私の考えは、しっかりとお示しをする心得でございます。

いずれにいたしましても、今高橋議員さんのおっしゃる一点集中主義の中にきらりと光るまちづくり、きらりと光るまちづくり、これは町民各位がどのような評価をされているのか、対外的に当町がどのような評価をされているのか、すすすく子育て支援事業あるいは新生活支援事業、あるいは乳幼児のいわゆる医療費の関係、県下でもトップ、全国でもトップクラスをいっているわけでございます。そのような、あるいはまた団地造成の問題につきましても、対外的にもそれなりの評価をいただいているのではなかろうかなというふうに考えております。しかし、足らなさがあるとすれば、まずこれはトップとしての責任で、その責めを負わなければならないというのは十分考えております。また、貴重なご意見を承りながらそれなりの対処もし、また正すべきところは正しながら、進めるべきは敢然として進めてまいるといふ所存でございます。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） 2点目、ちょっとお尋ねしますが、一点集中についてもうちちょっと私付言させていただきます。

自民党が地域活性化ガイドマップという中で、全国的にあちこち単独のところがあるいろいろな頑張っているという事例がたくさん出ています。今合併しないで単独で奮闘している町村、私ども議会としても過去にいろいろ研修等を重ねておりますけれども、そういう中でみんなやはり全国に、いわゆる全国的にきらりと光るところは、例えば長野の泰阜村とか下條村ですか、あるいは高知県の馬路村とか、あるいはまた綾町もそうです、九州の、みんな一つの理念というか、考えを中心に軸を置いた中で、そこからとにかくそれを縦として、縦軸にしながら横に全部関連して広げていくということなのです。ですから私は、町長が自治体としては、それはわかるのです。わかるのですけれども、その中で一つやっぱり示すべきだと。

私は、あえて持って回った言い方しません、私個人意見は、ずっとこのごろ何かすると発言するときに言っているのですが、出雲崎町の文化だと思っているのです。特に祭りというか、みこしの担ぎ方とかそういうのは、この新潟県はおろか、全国的に見ても非常に誇れるものだと思うのです。特にこの小さな海岸地区においてのこの小さな中で、片方は走るみこしというふうな形で言われておって、いわゆるおはやしのチャンチャコチャンも違う旋律です。片方の石井町を中心とする出雲崎合同大祭の方は、今度はあおるといふふうなことで昔はあの石段を上がった。あれは大変な財産だと思うのです。今いろんな意味で続けるというのが大変厳しい状況だといふのであるならば、やはりそういうのはもっともっとアピールして私はいいいと思うのです。

そういう中で、出雲崎町は本当の本物があると、昔からの作り物ではないのだというので、それは獅子舞もそうです、いわゆる旧西越地域の各集落においては、みんなそれぞれの個性的ないい、いわゆる財産があります。ですから、そういうのをもっと意識的に、私は出していった方がいいのではないかと。もちろんそれは、出雲崎町の第1次産業ももちろんそうです、だからそれをうまく有機的にリンクできないかなということなのです。これは、絶対早く打ち出した方が勝ちなのです。急に打ち出すと、合併をにらんで、出雲崎町は何か調子よくやっていたなというふうなことでは、同じことをやっても減点になってしまうのです。

ですから、それをあえて私は申し上げたいし、もう一つ、私はこのこと、特に申し上げたいのが2014年問題です。余りおっしゃっておられる方少ないようですが、いわゆる北陸新幹線が高崎からあっち行ってしまいますのです。そうすると、なぜか新幹線の新潟県への本数が少なくなる。長岡市がどうか、この中越地域がますます地盤沈下する危険性、可能性がある。だからそうなる、私たち出雲崎町がこちらこれからどこと合併するにしろ、私たちは急に下越地域に行けないのです。そうしますと、ここで光らせておかないと、もうどうしても全体がレベルダウンするのですから、レベルダウンする前にここを光らせておかなければ、総体的にもっと悪くなるということなのです。ですから、これは私は本当にこの格差の問題を何とか克服するためにも、何とかこれは力点を置いていただくべきではないかなと思うのですが、あえてもう一つ、それを町長お尋ねします。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） この件につきましては、高橋議員さんから初めてお聞かせをいただいたのではなくて、公私ともにおつき合いをいただく中で常に強調され、私も同感の意を示しておるところでございます。ぜひそういう機会をいただくとするならば、またご提言をいただくなれば、やはり行政としても前向きに、おっしゃるとおりだと思います。前向きにやっぱり取り組みながら、出雲崎町の文化歴史、これは良寛さんもありですし、あるいは石油発祥の地でもあり、あるいは芭蕉秘訪の地でもあり、あるいは妻入りの街並、いろいろの文化伝統がございますが、やはりそのものは旧来ただの一つの流れでございますので、また新しい伝統文化を対外的に売り込むということも、私はやっぱり必要ではないかと考えております。また、貴重なご提言をいただき、それらにつきましてはできることは早く手をつけていくべきではないかと私も考えております。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） 時間がだんだんあれなのですが、2番目の点に入ります。

町長は、かねてから町民と、あるいは議会と相談しながら進めると。先ほどの中野議員の質問の中にも触れておられます。私は、今回のこの住民懇談会、これは正直言いますといかがかと思っております、というのは時期が。当初私も議会としては、昨年なたしか年末に、1月の末から2月ごろ、たしかなさるという計画を承知しておりました。これは、その時期ならば私は新年度の内容を提示しながら、そしてまた今後の出雲崎町のことについての見識を認識を示すということである

ならばよろしいなというふうに思っています。

しかしながら、この6月から7月ということについていうと、私は結論から先言いますけれども、個人の、私の意見ですが、ともすると来春の選挙の事前運動と言われても、これはいたし方がないのではないかとというふうな危惧を持っております。そういうことから、私はこの住民懇談会につきまして手順がちょっと違うのではないかと、一つだけ。というのは、私たち議会もそうなのですが、今までの合併をやってきた内容について十分プラスとマイナスを検証して、検証した中で、議会の中ではこうだったかと、町長の執行部の方ではこうだったかという形が出た中で、町民の皆さんに意見を聞くなり何なりというふうな形でデータを出していきませんと手順がどうなのかなと。というのは、過去の3町村の合併、残念ながら破綻したのですが、あのときも私ら議会の方では、本当にレポートは書いてもらうやら、いろいろなことをしました。みんなでやったではないですか。そういう過去のことを考えて今回のことを見ますと、どうしてもひとつちょっと手順が違って来たのではないかなというように私は気がするのです。

そういうことから、ここから先は私の推測なのですが、7月の中旬に終わります、その住民懇談会が終わる。その次に、そうするとそれを総括する、当然総括されると思うのです、総括した中で結果的にどうだったとって、例えばそこで議会と相談がなされるのかどうかわかりませんが、そうしますともう秋口になる。ということになると、もうそれをこの懇談会の内容が、ではあと何カ月の中で町長は任期を全うされるのか。そうすると、私はその辺が非常に素朴な疑問としておかしいのではないかなということなので、その辺をお尋ねしたいのです。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） お答えを申し上げます。

まず、皆さんもご承知でしょうか、明治元年、五カ条の御誓文が発表されました。その中で、「広く会議を興し、万機公論に決すべし」と第1条がございます。まさに私はそのとおりだと思います。私は、先ほどのご質問にもお答えいたしていますように、例えば合併問題等につきましても、非常に複雑怪奇でございます。それだけにあらゆる情報、資料を広く、あまねく提供しながら、そしてまた論議を巻き起こしながら一つの方向を定めるというものが懇談会の趣旨でございます。

さらに、申し添えていただきますならば、この懇談会は執行者と議会が相談をし、相諮りながら、結論ありきで臨む懇談会であつたら価値はございません。これは、あくまでも執行者も議員の皆さんからもフリーハンドをとっていただいて、私たちも町民の目線に立ち返りながら、そして広くご意見を拝聴していただきながら、その中でどういう話が出てまいっておるのかというものを確認をしながら、さらにまた必要となればそれを総括をし、次なる会を持つ、またさらなる手順を踏むということが私は町民に対する親切なる、また今申し上げますような、私はもうこの五カ条誓文が発せられて140年の歴史がたっています。しかし、これは今に敢然として生き、これを我々は信条としなければならないという私は固い信念を持っております。

私は、先ほど申し上げました、20年お世話になりました。あえて地位や名誉、そのために、それに連綿とするためにする懇談会はいたしません。内容を見ていただければ、私は議会の皆さんと14日でしたか、お諮りをしますが、これはあくまでも今の出雲崎町の財政状況、例えば平成17年から21年間、行財政推進プログラムを進めてきたその過程なり成果、あるいは今後の財政状況の流れ、あるいは人口動態、そしてまた今申し上げますように、国の流れ、変化がどのように起きているのか、あるいは市町村合併の進みがどのようになっているのか、その辺を細やかに虚心坦懐に情報提供をしながら、ご意見を承るための懇談会でございます。ご指摘のようなことについては、私もさらに謹んで懇談会に臨みたいと、まことに虚心坦懐に臨みたいと思っております。議員の各位からも、一町民として重ねて申し上げます。フリーハンドをとりながら思う存分のご発言、ご提言をいただきたいと、この席をかりてお願いをいたしておきます。

○議長（南波榮一） 7番。

○7番（高橋速円） 最後です。町長の気持ちはわかりますが、そうしますと一つだけ、限られた時間の懇談会ですが、その住民懇談会が。そうすると、この間私ども議会に提示されたこの資料によりますと、大変ボリュームがあるのです、内容が。そうすると、そこで住民の気持ち、意見をどれぐらい吸い上げる時間ができるのかなど。しかも、特に海岸地域においては街並の問題も入ってまいります。それでなおかつ大意はないのですが、執行部の方で、細かく地区別になさるのです、これはいいのです、いいのだけれども、今度は逆に説明がそうすると建設もある、保健福祉もいる、町長も、多分ひょっとすると三役が並ぶなんていうと、わぁと偉い人が上にいっぱいいて、そうすると住民の側から意見を果たしてどういうふうな形で出るかなという、私は非常にこれは下手すると、意欲は出るのだけれども、住民の方は、下手すれば、いや、もう町長のおっしゃるとおりですというようなことで終わりかねません。だから本当の心のひだの奥底が出て来にくい状況ではないかなと。

これは、ではどうしたらいいのだと言われても、では今度は大きくすればだれも来ないとかいうことになります。非常に難しいのはわかっているのですが、ただ内容的にこれだけありますと、これを限られた2時間なり1時間半とか、夜会が中心ですから、そうしますとなかなかうまくこちらの執行部の方の気持ちが熱意なり、意欲が、気持ちが、あるいは危機感が住民、町民の方に伝わらない。伝わらないで、そして両方が何となく不十分な形でどうしてわかってもらえないかなとか、片方はどうして時間がどうなのかなという形で終わるならば、非常に成果がないのではないかな。だから形にしてはいけないのです、いけないのだけれども、それをだからこれだけの内容だという、果たしてこれはこういうときに、肝心なこれからの町の今後を考えるということがどうなのかなということで、これは私の意見ですから、答弁はいいです。いいですけども、あえておっしゃりたいならばいただければと思いますが、一言ちょっとやっぱりおっしゃってください。

○議長（南波榮一） 町長。



○町長（小林則幸） まさに高橋議員さんのおっしゃるように、住民の総意をつかみ取るというのは試行錯誤しながら、ああもし、こうもし、こうした方がいいか、ああした方がいいかという、本当に私たちも苦慮しながら、また議員の皆さんからも今のようなご意見も出ておるわけでございます。率直に申し上げまして、今までは町内を5カ所に分けまして説明会あるいは町政懇談会をやったのですが、なかなかお集まりいただけないということで、さらにきめ細やかに集落に立ち入って、一人でも多くの皆さんからお集まりいただいてご意見なり、あるいは町の考え方をお伝えしたいということで今回企画をさせていただきました。

これにつきましては、今高橋議員さんのご指摘もでございます。ひとつ試行錯誤と言いながら、物事は一つ一つ実際に行動に起こし、そして結果を見ながら、またそれを正す、改正すべき、あるいは方法論等については、また次なる施策を、方法論をどうするかということを重ねてまいらないと、先ほどの一点集中ではございませんが、決定打はないわけです。そういう意味で、あらゆる選択肢、あらゆる方策をお互いに考えながら、最もその中におけるベストをどう選ぶか、これが私たちに課せられた大きな課題でございます。そういう意味で、今の高橋議員さんのご質問も十分受けとめさせていただき、また議会の皆さんからも、きょうは一般質問でございますので、それぞれのご意見はお聞かせいただかないわけでございますが、またこの後の協議会なり、これまた行った後における総括として、またそれなりのご提言をいただき、よりよい方策をお示しいただくならば、それを尊重してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） もう終わりますが、特に検証ということ、近隣との問題とかもろもろの検証を私たち議会もしなくてはいけないと思っておるのです。ですから、当然執行部の町長を初め、その検証ということをやはり最優先にこれは臨むべきではないかなというふうに思いまして、それだけ申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（南波榮一） 町長、よろしいですね。

この際しばらく休憩します。

（午前10時24分）

---

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

◇ 田 辺 雅 巳 議 員

○議長（南波榮一） 日程第1、一般質問を続けます。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、ごみ有料化について一括質問したいと思います。

この6月から定率減税が全廃になります。それで、税源移譲に伴い住民税が大幅に上がります。昨年の大増税に続いての住民負担となっているわけであります。一方では、大企業や大金持ちの方々は減税の大盤振る舞いとなっております。安倍内閣は、年内にも消費税増税に結論を出すと言われておられます。町民の中には、所得が増えていない、年金が減って上がらない、生活が大変だという町民の声があります。当町では、さらに追い打ちをかけるように、ごみ有料化をして住民負担をさらに押しつけようとしているわけであります。ごみ無料化については、国民の衛生を目的として、人間生活の基礎的、必需的な行政サービスとして行っているわけであります。しかし、この根底から逸脱して、不公平、処理施設の維持という理由で行政サービスから受益者負担をする、そのこと自体が論外であります。そのために我々税金、町民税を納入しているわけであります。早く言うと二重取りという状況になるわけであります。

それで、町長にお伺いしたいと思います。もし、ごみの減量が進まないのは町の責任という前提が必要だと思いますが、いかがでしょうか。2番目として、ごみ減量するならば、安易に住民負担ではなく、町民、事業者に対して啓蒙活動が必要ではないでしょうか、まずそのことが前提であると思います。3番目として、国からのごみ減量分別の目標がおりておられるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。4番目として、焼却場は長岡市と共同して行っておりますが、ごみ有料化しないと長岡市から仲間外れにされるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。もし仮に有料化すれば、不法投棄が増える心配があります。どのように解消するのか。

ちょっと順序逆になりますが、ごみが落ちて拾わないで放置しておく、いわゆる不法投棄と同じなのですが、放置しておく人になりかねない、ごみを拾わない町になってしまう、そういう状況になるわけではありませんか。そうした場合、拾ったごみの処理はどうなさるのか。ある方から相談がありました。いつも自分のうちの周りを掃除しているのですが、風が吹いたり、そこら辺だけ物を置いていったりすることがあるそうです。そうした場合きちんと自分は掃除してごみ袋へ入れて出している、そういう方がおられます。そういう方に対してどういうふうにするのかということでもあります。そして、有料袋の収益、これは特別会計にするのか一般会計へ財源化するのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

もう一つ大事な点として、アニメ「靖国（DVD）」についてお聞きしたいと思います。文部科学省の委託事業、新教育システム開発プログラムに採択、委託された事業の一つが、青年会議所の地域の力による学校教育支援の実践と検証であります。そこで、日本青年会議所作成のアニメ「靖国（DVD）」が全国の学校現場で上映されようとしておることが5月17日の国会で明らかになりました。県内のある市の青年会議所が昨年11月に、市教育委員会の後援を取りつけたセミナーで20人の中学生が参加し、上映会が行われました。当町において学校でこのアニメ、DVDを使う予定となっているか。また、後援の話が来た場合どうするのかお伺いしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） それでは、田辺議員さんのご質問にお答えをしたいと思うわけですが、まずごみ有料化についてでございます。ご質問の項目に従って考えを述べさせてもらうわけですが、その前に国、県等の有料化の現状、そしてなぜごみを有料化にしなければならないかということに対する基本的なまず私の考え方を申し述べたいと思うわけですが、ごみ有料化の状況でございます。これにつきましては、平成18年度現在、全国的には73%を超える市町村が、県内では約72%を超える市町村がごみの有料化を実施しております。本年度はさらに増加する見込みでございます。

それでは、なぜ全国的に、県内においても有料化の取り組みが進んできているのか。私は、次の4点についてお答えをしたいと思っております。第1点は、ごみ焼却施設あるいは最終処分場への搬入や処分料を抑制し、焼却施設、処分場の延命を図っていかなければならないということがまず大前提でございます。ご承知のように、施設や処分場の建設につきましては多額の費用が見込まれますし、その立地についてもなかなか厳しい現状であるということでございますので、財政面、いろいろな観点からいたしまして、皆様方のご負担を少しでも抑制をしていかなければならないという考え方でおります。

第2点目に、ごみ処理費用の公平化ということでございますが、ごみ処理費用の負担と受益を考えた中で、ごみの量を減量したり、リサイクルに努力しているご家庭も機械を導入していただいております。全体として排出量は減らさなければならぬわけでございますし、またその努力いただいている家庭におきましても、自らの出費をしながらごみ処理機を買っておられるわけでございますので、その努力に対しても報いていかなければならないのではないかと考えてございます。有料化はこういった不公平感の解消とあわせて、公平性を担保するということにつながるものでございます。

次に、3点目でございますが、環境保全意識の高揚と啓蒙を図ることでございます。こういった有料化を機会といたしまして、さらなるPRを図って、全町民の皆さんからもこの辺の趣旨をご理解いただきたいと思いますと思っております。

4点目でございますが、申し上げるまでもなく、地球温暖化の問題が大変大きな課題となり、全世界的にも、日本においても大きな異常気象を来し、集中豪雨等いろいろな災害が多発をしているということをご承知のことでございます。このこともまさに地球温暖化の問題とも切っても切り離せないと思っております。また、今中之島のクリーンセンターあるいは寺泊の田頭の最終処分場を旧三島郡の町村と一緒に使用しておりますが、この地域が一体となって取り組んでいく必要があります。地域の小さな一歩が、大きく見れば、今前段申し上げましたところの地球環境の改善あるいは気象状況の安定と、ひいては災害が減少いたすわけでございますし、それぞれの環境がよくなり、あるいは農作物の安定供給等々に、私たちの身近な生活に密接につながってくるということをも考えておるところでございます。

この有料化に対して基本的な考え方をまずご理解をいただいて、端的にまたご質問にお答えを申し上げますたいと、こう思うわけですが、ごみの減量が進まないのは町の責任ということの前提が必要ではと。基本的な中で申し上げますが、ごみの問題は市町村だけで解決できることではなく、地域一体となって取り組んでいかなければならないということでございます。

2番目に、安易に町民負担ではなく、事業者に対して啓蒙活動が必要ではないかということですが、このたびのごみの有料では、町民の皆さんだけではなく、事業系のごみにつきましてももちろん有料化するものがございますし、既に町商工会等を通じたり直接町内の企業等も訪問しながら啓蒙を図っておるのが現状でございます。

第3の国からのごみ減量分別の目標はあるのかということですが、特に国から市町村に対する目標値の定めはございませんが、廃棄物処理法に基づきます平成13年の環境庁の基本方針の中で、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、他の市町村との広域的な取り組みを検討するとともに、手数料の徴収等の活用を行うものとするというふうに明記をされております。さらに、平成17年5月の基本方針の中で、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであると基本方針の一部改正が行われており、原則有料化の方針を規定しておるところでございます。

長岡市と共同利用の中で、有料化しないと仲間外れにされるのではないかと。先ほど来申し上げますが、これは環境問題、一市町村でできることではない、地域一体の中で取り組みが必要であり、長岡市も同様の考えで取り組んでいるものと理解しています。

仮に有料化すれば不法投棄が増えるのではないかとということですが、町では平成14年に制定をいたしましたところの環境美化推進条例規則に基づきまして、町民の皆さん、事業者、土地所有者、環境センター、警察等々と連携をさらに密にしながら、情報収集を図りながら対応するとともに、啓発看板あるいは広報等による周知、あらゆる機会を通しながら防止策を講じておるところが現状であります。

有料袋の収益は特別会計にするのか、一般財源に入れるのかということですが、一般財源の中で不法投棄防止対策の費用、あるいは啓発看板の作成費用、あるいは子供会等の空き缶等の回収奨励金の費用など、リサイクルの推進経費に還元をいたしてまいりたいというふうに考えています。

さらに、ごみが落ちていても拾わない、放置しておく人になりかねないと、拾ったごみはどう処理するのかということですが、有料化を行ったことにより、それを処理するのは金がかかるから放置しておく。これはあくまでもモラルの問題ではありますが、有料化の実施は環境意識の改革、あるいは申し上げますように、啓発啓蒙を図り、さらなる環境美化の策を進めていくこととございます。環境美化推進条例や、不法投棄等を発見、あるいは回収等をした場合は、速やかに町や警察等の関係機関に連絡をお願いし、処理したいと。地域関係機関でも対応していきたいということとございます。

次に、アニメ「靖国」の学校での活用についてであります。このことにつきましては出雲崎中学校長に確認をいたしました。現時点ではアニメ活用の依頼もありませんし、またアニメの内容がどのようなのかも把握されていないことから、授業など教育活動で活用することは考えていないということでもあります。

なお、公教育における資料、教材の活用に当たっては、基本的に教科書に準拠し、公正で学習効果が得られるものは有効かつ適切であると考えています。

次に、後援の受諾についてであります。現在町教育委員会には後援の依頼は来ておりません。アニメの概要内容が確認されていない段階では、判断できかねる問題であります。町教育委員会といたしましては、アニメの内容を作成意図の確認及び教育的な配慮を総合的に把握した上で、受諾か否かを判断しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 再質問を行いたいと思いますが、町長は4点についてお話しされました。多額の費用がかかることによって抑制することはできると。確かに一時的には抑制される可能性がありますから、皆さん出さないようにするというふうに思います。本当にそれでいいのでしょうか。普通は罰金みたいな形で、いわゆるそういうような抑制政策みたいな形をとっていいのかどうか。私はどうであろうと、やっぱり啓蒙活動が最重要課題だと思っているのです。町長先ほど言いました、海岸のごみの問題で企業の方にも啓蒙活動をやったというふうな形でやっていると思います。我々町民としても分別ごみとか、そういうのは実際やっているのです。それで、なおかつごみ有料袋にして、そこで今度納めてくださいよということではやっぱりあってはならないと思うのです。それで、環境の問題も言われました。基本的には、ごみ減量することがいいわけでしょう、そうですね。だからあえて有料にする必要はない。啓蒙活動で十分やっていけると思っているのです。だから啓蒙活動をおろそかにしているから、なおさらごみがだんだん増えていくとか、そういうふうな状況になっていくわけですから、そこら辺住民の努力は、特に町が啓蒙活動をして、その報いとして努力が実られるようにしていただきたいというふうに思っております。

それと、アニメ「靖国（DVD）」の関係なのですが、内容は、実情はなかなかわからぬと思いますので、ちょっと説明させていただきたいと思います。基本的にはさっき言いましたように、青年会議所が中心になってやられていると思います。靖国神社と言えば、当然皆さんもうご存じだと思います。日本の侵略戦争は自衛のための戦争、アジアの人々を白人から解放するための戦争だったという靖国主観というのがあるのです。それを映画化したというのが「靖国（DVD）」なのです。そういう点、そこらが今ちょっと問題になっているのですが、日本やドイツが起こした戦争は正義の侵略戦争であった、この認識は戦後の国際政治の出発点として、新たに日本政府はそういうふうに思って国際社会に仲間入りをしたという事実があるのです。

それで、ところで村山内閣のときに村山談話として、植民地支配と侵略戦争によるアジアへの多大な侵害と苦痛への痛切な反省を表明したわけであります。ところが、教育については、アジアの国々の国民に多大な苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意が学校教育にあると、当然尊重されるべきだと官房長官の談話が載っているのです。

こうした世界と日本の根本原則からいって、このアニメ「靖国（DVD）」、これが公教育に使用されること自体があってはならないというふうには私は思っているのです。そういうことで認識されて、もしそういうふうなことがあった場合、後援の申し込みとかそういうのがあった場合、断っていただくことが必要だというふうには思っております。その点についてちょっと。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点のごみの有料化でございますが、いろいろな手法があろうかと思えます。確かに有料でない前に、啓蒙活動をしながら減量に努めていただきたいという一つの手法もございます。しかし、そういう中にも私も常にお願いをしながら進めておるわけでございますが、減量というわけにはまいらない今現況でございます。それだけにその費用についても若干のご負担はいただくのですが、そういう物的なまたそれぞれの負担もいただく中で、改めてできるだけごみを減量し、出さないようにそれぞれの方策をまた考えるという機会にもなるのではないかとというふうに私考えています。

その意味で、今先ほど申し上げましたように、ごみの有料化はもう体制としてそういう流れができてつづきます。また、そうすることによって、例えば焼却施設なり、処分場にしましても、建設するには多大なる経費がかかるわけでございますし、また補修、維持にも大変お金がかかります。ささやかではございますが、皆さんからご協力いただくことによって、大きな出費をできるだけ抑えることができるということにもつながるのではないかとということで、試みに有料化について町民各位のご理解をいただくべく懇談会でもお願いをしてみたいということでございます。

靖国問題はいろいろだと、私ごとですが、私が4歳のときに父はシナ事変に出兵をいたしまして、8歳のとき陸軍伍長で戦死をしまして、今靖国神社に祭られています。私はやっぱり純粋な気持ちで、国のためにうちの父は一身を投じて戦ったと、これは侵略か何かというのは、これは本当にその町にしても、何十万柱の皆さんがお祭りになるわけですから、それぞれがそれぞれの認識の中で理解をして参拝をされる方、あるいは靖国についての認識を深められる方、いろいろあると思えます。私は、政治的にそういうものを活用すべきではない。個人の崇拝なり、敬けんの念において靖国問題は解決、また期すべきものであるというふうに考えていますので、まさに公的機関でそういうものを云々するというのもいかなものか。個人的な問題として靖国をどうとらえるか、これは個人の判断に任すということが適切ではないかと思っております。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 最後になりますが、さっき全国で73%ですか、県内で72%、大勢を占めているということは事実だと思います。我が党の各市町村でも反対はしていても、結局はなっているところがやっぱり結構あるわけですから、その点は否めないのですが、やっぱり当町においてもできる限り負担をなくして、啓蒙活動でさらに推進していただきたいということでもあります。

以上で私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（南波榮一） 答弁はいいですね、先ほど話がありましたから。

○4番（田辺雅巳） はい。

---

◇ 田 中 元 議 員

○議長（南波榮一） 次に、5番、田中元議員。

○5番（田中 元） それでは、4人のうちのしんがりを務めさせていただきます。通告のとおり、今回は特に漁業関係についての質問をさせていただきます。

最初に、漁業の活性化ということの中から、現況を説明しながら、町長、行政の考え方をお聞きしたいと思います。水産業のこれからにつきましては、平成19年度の予算で水産業振興費で昨年度より1,800万円強の増額、2,100万円の予算計上があります。漁港費においても昨年とほぼ同額の1,600万円強の予算計上がされ、水産業に対する行政の姿勢は理解できます。しかし、漁業の利用者の高齢化、それからもう一つは、就業者の減少が見られます。行政として農業と同様、町の大事な第1次産業であるこの漁業の活性化について、これからどのように対処していくか、まずそこからお願いしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問にお答えをしますが、第1点目の漁業の活性化についてでございます。今ご指摘のように、大変日本の水産業を取り巻く状況も、農業と同じく第1次産業大変苦戦をいたしております。申し上げるまでもなく、水産資源の迷走あるいは漁価の低迷、あるいは漁業就業者の高齢化ということで非常に厳しい状況でございますし、さらにまた燃料の高騰等によりまして、漁価が低迷する一方においては負担増が生じているということで、非常に厳しい状況の中に置かれておるわけでございます。

ちなみに、この出雲崎町漁協の実態を申し上げますと、平成10年は組合員数から申し上げましても115名おられました。しかし、現在は66名に減少しておるという大変厳しい現実でございます。また、水揚げ金額にいたしましても、平成10年におきましては4億6,300万円あったわけでございますが、この18年におきましては2億6,600万円と。これを見ましても、組合員数あるいは水揚げ高等々も大変厳しいという状況でございます。これは当漁協だけではなく、全国的な傾向でございますが、このような中で当町といたしましても、地域産業の振興を図るという意味合いにおきまして、皆さんからもご理解いただきまして、共済事業に対する掛金の30%を町が単独で補助交付したり、これ

につきましてもご理解をいただきまして、継続的に進めておるわけでございます。

また、19年度におきましても、荷捌き所の強化工事、これも町単独事業で取り組んでおりますし、また漁村センターの問題等々も、できるだけ町もこの厳しい現況を切り抜けるために協力を申し上げたいというふうに思っているわけでございます。また、県営漁港整備事業とか尼瀬地区の海岸保全事業等々も大変お力添えをいただきまして、早期完成を目指して頑張っておるところでございます。水産業も大変厳しい中でございますし、高齢化の問題とかいろいろあるわけでございますが、これにつきましても最近漁協さんもさかなまつりなりいろんな創意工夫を凝らされて、とった魚に付加価値をつけて、できるだけ大勢の皆さんから魚文化に対するご理解を深めて、あるいはまたいろいろと日常の食卓にも乗せていただくようにという努力をされつつあります。そういう意味で漁業者の、まず前向きな姿勢も生まれつつあるわけでございますし、行政といたしましてもそれに対するさらなるご支援等も申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（南波榮一） 5番、田中議員。

○5番（田中 元） 今町長の方から数字が出ましたので、簡単に申し上げますと、前回と同じなのですが、実は漁協の方へ行ってちょっと人間をお聞かせいただいたのです。それで、残念ながら今高齢化という中で特に目立つのは、はっきりわかるのが、今漁業者の中では20代の方は一人もおられないと、30代が2人、40代が4人、50代が7人、60代が15人、70代が27人、最高でございます、それで、まだ80代で現役で頑張っておられる方がお二人ということで、合計で57名だそうでございます。これは正組合員だそうです。それで、そのほかに準組合員という方が9名おられまして、これが申し上げますと、一応準は漁協の職員さんも準になれるのだそうでございます、その方が5名、それから有料釣り船です、この方がお二人、それから組合員ではないのですが、漁業に従事されている方が別にお二人おられる、これで9名だと思うのです。

それで、この組合員になる前提というのが、年間実働が90日以上ということになると、船が出るのが90日ではなくて、おかにいて網を繕ったり漁業従事するのが90日以上だと組合員になれると。先ほど申し上げた2名の方は、その90日を確保できないための準組合員だそうです。それで、特に出雲崎町の漁業組合というか、組合員の方は、ほかの漁業組合と違いまして特異な存在がたった一つあるのは、全員が専業だそうです。ほかのところの組合員というのは漁業だけではなく、ほかの職業を持ってやっている方も組合員におられるそうでございますが、これから先ほど町長の話になかった広域合併の問題、これまた漁協であります。そのときにどのような形態になるのかちょっとまだ不透明だと、こういうふうに申されておりますし、その辺を考えますと、大体毎年平均年齢が1歳ずつ上がると。正直申し上げます、今言ったのが18年度の12月31日ですが、前年度は平均年齢が64.3歳、そのときに80代3人おられたのですが、今回は1人減ったということで、年は一つとったのだけれども、若干平均年齢の伸びがちょっとことしだけは鈍いですと、こういうお話がございました。



それで、結局そういうような状況の中で今漁業者は一生懸命やっているわけですが、予算化でも十分対応されておりますし、また漁民は漁民なりの考え方でやっていると思いますが、ただこの町の漁業自体が、育てる漁業というのがなかなか難しい土地柄だということの中で、養殖とは言いませぬけれども、一般海水域で網を張って湾内でやるような、そういうような漁業の育成ができないという状況の中、強いて言えばサザエだけは稚魚を放流して、これはやっていますので、これは養殖とはいかないにしても、つくる漁業をやっているとは思いますが、そういうような形態、そのような中でなおさら少ないというようなことの中から、やはりまだほかに方法があるのかどうか。もし例えば何かあった場合に、行政はやはりそれなりの対応ができるのかどうか、その辺はいかなるものでしょうか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 実は皆さんもご承知だと思うのですが、新潟県が水産基盤整備計画を今進めております。その中で御多分に漏れず、また漁協合併も来年の4月1日から大きく進むわけでございます。その中で一番の私たちが関心を持っておりましたところの、いわゆる拠点漁港、この出雲崎漁港がどうなるかということが大変心配しておりましたが、おかげさまで新潟県中央圏域における拠点漁港としての大体指定を受けるだろうという今流れが出ておりますので、非常に私たちも喜んでいるわけです。そうやってまいりますと、拠点漁港としての役割を果たす、そのために国県のいろいろな整備計画も補助金も入るというまず前提もございまして、私たちもそれに対応する水揚げあるいは組合員の確保というものは必要になってくるのではないかと。

そこで、おっしゃる「とる漁業よりも育てる漁業」、確かに言葉としてはいいのですが、かつて出雲崎町もヒラメ養殖で大失敗いたしまして、まだその後始末ができておらないという現状でございます、大変苦慮いたしております。そういうことですので、サザエなり、ヒラメなりの放流あるいはそういうものは進めてまいらなければならぬと思うのですが、この海の日本海の荒れる状況の中で、養殖等網を張ってどうするというのは、これはもうまず不可能ではないかなという感じはしているのです。

だから私は、次なるマニフェストというか、政権公約を唱えるならば、やっぱり次なる就業者の確保をどうするか、漁業、農業に対する新規参入者を町としてどのようにとらえて、どのように養成するかということがこれ一つの大きな私は課題だと思うのです。これは、やっぱり他の産業との兼ね合いもございまして、バランスをとらなければなりません、そういうことも一考をしていかなければならないと、私は考えております。

そういう意味で、問題提起をさせていただきますが、皆さんからもお考えをお聞きいただければと思います。

○議長（南波榮一） 5番、田中議員。

○5番（田中 元） 一応活性化の問題について、今町長の方から前向きなお答えが出ました。就業

者の確保までという力強い言葉が出ましたので、これで終わりにしたいと思います。

次に、もう一つの問題なのですが、それに伴う今現在の状況の中で、先ほど町長の方で約半減したという、経営の収入基盤の問題に入りたいと思います。観光漁業だとか、あるいは水産物の2次加工という問題についてはいろいろと問題はあるとは思いますが、しかし、やはり今漁価低迷という言葉も出ましたが、その中でどうやって付加価値を上げるかとなれば、当然簡単であっても1次加工をしてやる、あるいは2次加工のものにするというような、付加価値を上げて水産物の安定と、それから漁業従事者に対する収益の増加ということについて行政の方で後押しする考えがあるのかなのか、その辺についてお話を伺いたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 去年は、いわゆる鯛のおけさ揚げを大々的に宣伝をいたしたわけでございますし、その辺がまだ定着をしておらないなという感もいたします。そういう意味でなかなか漁業者も、とった魚に付加価値をつけてどうするかということについてまだまだ、自分たちの生業を維持するに精いっぱいかなという感もいたしております。そういう中に、行政がどうするかということになってきますと、これまた大変厳しいものでございます。そういうことで、今天領の里をお任せをしたシダックスさんが、今盛んに地の魚も使いたいということではいろいろと創意工夫を凝らしながらお取り組みをいただいているというようなことでございますので、その辺とのタイアップ、あるいは鮮魚商なり、あるいは割烹等々を経営されている方がございますが、そういう皆さんと相図りながら、できるだけこの地でとれた魚を何とか食卓に提供して食していただくというようなことを考えていかなければなかるうかと思っています。

今大変マグロ、あるいは輸入するにもいろいろ厳しい状況が出ております。日本は、そういうものに参入しても中国や、そういう皆さんと太刀打ちができないということで、かつては安い魚がどんどん入ってきたのですが、今ちょっと状況が変わっています。きょうのテレビを見ますと、ウナギの輸入も規制されると。いよいよシーズンですが、相当高くなるのではないかというような、非常にまた変化の激しい、流通関係も変わってまいっております。その辺もにらみ合わせながら、私はやっぱりこの出雲崎町でとれた魚というものの鮮度のよさとおいしさというものをもう少し売り込みながら、高く、そして広く食してもらおうということにどういう力を注ぐ、どういう形で注いでいかなければならぬかということを私はやっぱりこれから考えていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（南波榮一） 5番、田中議員。

○5番（田中 元） 今食するということが出てきたわけですが、実際に私も正直言って、出雲崎町の魚おいしゅうございますから、船が出るといっては買ってきます。ところが、聞きますと、あそこでの売買は、漁協内での売買は本当はよくないのだそうですね。やっぱり売る資格のない場合だということですが、正直言って、今出雲崎町の住民の方々が地元の方々がとれて、素直に買う場所

は正直に1カ所もないと思います、地元。あるのは鮮魚店の一部で若干出ている程度、それもほとんどないと。十中八、九割が全部競りで他の市町村へ出ていくと。例えば長岡市のスーパーだとかあるいは寺泊町とかには出雲崎産が一般の人が買えるように出ている。それで、出雲崎町の方が出雲崎町で出雲崎町の魚を買うことができないというような、今素直な形が見えています。その辺で、今町長がおっしゃるように、後押しすることについてはいろいろな問題があるとは言うけれども、やはりそのようなものを住民が魚を買いたいというようなことの中から、何とかいい方法で、例えば今言う仲買さんという、町長はおっしゃいますが、そういう方や何かにやはり行政と相図って、出雲崎町の方が出雲崎町の魚を買えるような状況をつくる方策なんていうことについては、町はやっぱり考えが出てくれば後押しする気持ちはございますか、その辺どうでしょうか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） かつては後手振りと申しまして、三倍坂という言葉もございます。非常に問題がございました。しかし、今はそういう状況は解消されているのではないかなというふうに考えていますが、しかし絶対的な、いわゆる鮮魚商、魚を買って、それを大勢の皆さんに売るという人たち自体が少なくなってきたことは事実です。だから、私は常に、かつて申し上げたのですが、1週間に1回ぐらいは大々的にひとつ対外的に宣伝をして、広く宝を、大勢の人に来ていただいて、魚を買ってもらうというようなことを考えたらどうだということで、議会にもお願いして相当の予算をつけたのですが、2回とも流れてしまいました。これは、やっぱりいかに行政が努力しても、そういう関係者の皆さんの自助努力というか、前向きな姿勢がないと、お金をつけて後押ししようとしてもなかなかやっていただけないという現実もあるのです。そういう点をもう少しお互いに町の漁業、基幹産業でもあり、大事な産業でございますので、これからまた皆さん方のご意見も聴しながら、また関係する皆さんとも諮って、ようやく先ほど申し上げましたさかなまつり等で大勢の皆さんがおいでいただくわけです。結果的にも非常に成果が上がっていると思うのです。そういうものを積み重ねていくということが大事ではないかなというふうに思っていますので、こういうものを定着させながら、さらなる出雲崎町の魚の鮮度のよさ、うまさを対外的にアピールしていかなければならないのではなからうか。そうすれば、自然にまた一つの知恵も生まれ、行動も、声も大きくなるということになるのではないかと思っていますので、また今後の課題として十分受けとめていきたいというふうに思っています。

○議長（南波榮一） 5番、田中議員。

○5番（田中 元） では、最後にもう一度だけお願いしたいのですが、例えば今そういう鮮魚の直売の問題については、そういう一つの方策があるのはわかるのですが、結局漁協でとれている魚の付加価値を上げるために、例えば対外的に加工業者とかそういう者が来て、事業を起こすというわけではないのですけれども、そういうふうにして付加価値をつけるためにここで何かそういうものができる、それによって雇用の安定にもつながる、収入も上がってくるというような方向が生まれ

てきた場合に、やはり町は前向きに考えますか、それをお答えいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 大いに歓迎をして、そういう機運が生まれてくれば、行政としても相当のお力添えをしなければならぬと私は思っています。

○議長（南波榮一） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前 11時 24分)

第 3 号

( 6 月 1 5 日 )

## 平成19年第4回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成19年6月15日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 請願第 3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について
- 第 3 議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第49号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第52号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第11 発議第 4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について
- 第12 議員派遣の件
- 第13 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	小林泰三	3番	中川正弘
4番	田辺雅巳	5番	田中元
6番	中野勝正	7番	高橋速円
8番	日山正雄	9番	山崎信義
10番	南波榮一		

○欠席議員（1名）

2番 田中政孝

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

---

◎開議の宣告

○議長（南波榮一） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力お願いします。

---

◎議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

請願第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について

○議長（南波榮一） 日程第1、議案第44号 出雲崎町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、請願第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について、以上2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案1件、請願1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川正弘議員。

○総務文教常任委員長（中川正弘） 総務文教常任委員長報告いたします。

去る6月8日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案2件の審査のため6月13日午後1時30分より議員控室に委員全員が出席し、説明員の出席を得て、委員会を開催しました。

委員会における審査結果については、別紙のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第44号については、東京都及び政令指定都市にあっては2,000円の定額車賃となっていたものを現に支払った実額の旅客運賃とすることで、より現実に即したものになります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第3号については、学級規模を30人以下に縮小し、きめ細かな教育が可能な教員配置が必要であり、また国庫負担制度においては地方への多大な負担を課することなく義務教育の基盤をつくっていくことは国の責務であると思われま

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、請願第3号の総務文教常任委員長報告、2件を採決します。

最初に、議案第44号を採決します。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第3号を採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第3、議案第45号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第46号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第47号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、以上議案3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） それでは、社会産業常任委員長報告をいたします。

去る6月8日の本会議において、本委員会に付託された議案3件について審査を終了しましたの

で、その経過と結果を報告します。

審査は、6月13日午前9時30分から説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

審査の経過において述べられた主な質疑、意見等を報告します。

議案第45号については、議案第43号の3月末専決処分において、国保税の最高限度額を増額する改正を行ったところであるが、本案においては課税率分率を引き下げる改正となる。この両議案の関係についての質疑。

また、国保税の算定は非常に複雑となっているので、その仕組みをわかりやすく納税者に示すことにより、理解が得られやすくなるのではという意見等がありました。

また、議案第46号並びに議案第47号については、審査の過程において述べられた質疑、意見等は特にありませんでした。

以上のような審査の経過を踏まえ、採決した結果、議案第45号から議案第47号まで、議案3件については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号から議案第47号まで、社会産業常任委員長報告3件を採決します。

初めに、議案第45号を採決します。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第46号を採決します。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号を採決します。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南波榮一） 日程第6、議案第48号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第49号、平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第8、議案第50号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、日程第9、議案第51号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、中川正弘議員。

○予算審査特別委員長（中川正弘） 予算審査特別委員長報告をいたします。

去る6月8日の本会議において付託されました議案4件の審査のため、6月11日午前9時30分から本会議場に委員全員が出席し、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催しました。

委員会における審査結果については、別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告します。

議案第48号については、6款農林水産業費の中で農業振興費、農地費などで六郎女地区における県営中山間地総合整備事業の新規採択における見通しについて質疑がありました。10款教育費では、北国街道妻入り会館管理費において、今後案内看板を整備することを要望するなどの質疑がありました。

審査後、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号及び議案第50号は、質疑は特にありませんでした。

議案第51号では、1款総務費で一般職員の給料減と、5款予備費での予備費追加について、その

手法について質疑がありました。

慎重審査の結果、以上特別会計の3議案ともそれぞれ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

以上です。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号から議案第51号まで、予算審査特別委員長報告4件を採決します。

初めに、議案第48号を採決します。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号から議案第51号まで、議案3件を一括して採決します。

議案第49号から議案第51号まで、議案3件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第51号まで、議案3件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議案第52号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（南波榮一） 日程第10、議案第52号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明を申し上げます。

今回追加の補正予算は、越後出雲崎天領の里施設内の「夕風の橋改修工事費」を当初予算に計上

しておりましたが、このたびは橋の先端「モニュメント部分」の工事費をこの工事に追加するものであります。

歳入につきましては、歳出補正の財源として地方債で過疎債を全額充当、予算計上いたしました。

これによりまして今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,320万円を追加いたしまして、予算総額を30億9,769万円といたしました。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） 夕風の橋の補正予算ということで1,320万円町債で計上されておりますが、町債ということになると利息もかかりますが、かかりますよね、町債は。普通基金、財政調整基金とか減債基金とか、そういうところから繰り入れるという形はとらないのでしょうか。そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 今回は、過疎債全額を充当してございます。言われるとおりに当然借入れを起せば利息はかかります。ただ、過疎債自体が起債の中でも大変やはり有利な起債というふうなことで元利償還金の後年度負担の75%を地方交付税の中で措置してもらえるとというふうなことで、現実的に言いますと、75%補助の事業というふうなことでできるのではないかなと思います。できるだけ有利に使えるものは使いましてというふうなことで今回過疎債の全額計上とさせていただいたというようなことでございます。

○議長（南波榮一） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） 大体過疎債を全額使うということでもいいのでしょうか。それだけ。

○議長（南波榮一） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 済みません。先ほどの充当率は70%でございました。申しわけありません。

それで、今回のものにつきましては100%過疎債を充当するというふうなことです。

○議長（南波榮一） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員であります。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎発議第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について

○議長（南波榮一） 日程第11、発議第4号、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、中川正弘議員。

○総務文教常任委員長（中川正弘） それでは、学級規模を30人以下に縮小し、きめ細やかな教育が可能な教員配置が必要であり、また国庫負担制度においては地方への多大な負担を課することなく、義務教育の基盤をつくっていくことは国の責務であると思われま

す。また、こうした教育事情を考慮され、豊かで行き届いた教育を実現するため、法改正及び財源措置を講ぜられるよう要望したいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思うものでありますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号は、委員会提出議案のため委員会付託はいたしません。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎議員派遣の件

○議長（南波榮一） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（南波榮一） 日程第13、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（南波榮一） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第4回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時51分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

出雲崎町議会旧議長 高 橋 速 円

旧副議長 日 山 正 雄

新議長 南 波 榮 一

新副議長 山 崎 信 義

署名議員 田 中 政 孝

署名議員 中 川 正 弘